

川口市消防局



消防年報 2026

はじめに

川口市消防局は、昭和23年、自治体消防として発足し、消防職・団員のたゆまぬ努力の積み重ねと市民の皆様の理解と協力により、消防体制の充実・強化を図り、火災予防をはじめ、消防活動・救急活動を通し、市民の皆様の安全・安心の確保に大きな役割を担ってまいりました。

本書は、令和7年の資料に基づき、消防局の概要と火災・救助・救急等の災害活動の状況を収録し、編集いたしました。

今後も「災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせる まちづくり」を実現するため、市民の皆様の期待と信頼に応えるべく全力を挙げて取り組んでまいります。

目次

概 要

川口市の概要	1
川口市民憲章	2
人口・世帯数	3
川口市の沿革	4
川口消防の歩み	5

総 務

令和8年度川口市消防重点目標	1 7
川口市消防局組織図	1 8
事務分掌	1 9
川口市消防局・署・消防団の配置図	2 0
消防局庁舎	2 1
庁舎概要・設備概要	2 2
消防庁舎	2 3
予算	2 4
令和7年度職員教養・研修実施結果一覧表	2 6
職員配置状況・年度別職員数	2 8
勤続年数別職員数	2 9
年齢別職員数	3 0

予 防

住宅防火対策の推進・防火対象物の安全確保	3 3
適正な防火管理業務の徹底・危険物事故防止対策の推進	3 4
ー予防統計ー	
危険物施設数	3 5
危険物施設立入検査の状況	3 6
移動タンク貯蔵所立入検査結果・危険物規制事務処理状況	3 6
防火対象物建築同意事務処理状況	3 7
防火対象物数・立入検査実施状況	3 8

甲種防火対象物防火管理者選任状況	3 9
乙種防火対象物防火管理者選任状況	4 0
消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況	4 1
消防用設備等の点検結果報告実施状況	4 2
防火対象物定期点検結果報告等の実施状況	4 3
ー火災の概況ー	
火災件数	4 4
火災種別・焼損程度	4 5
ー火災による死傷者状況ー	
火災による死者・火災による負傷者	4 6
ー出火原因状況ー	4 7
ー消防関連制度ー	
川口市消火器消火薬剤の詰替え等に関する制度・川口市防火防災訓練補償制度	
・2026年度全国統一防火標語	4 8

警 防

ー警防ー	
警防	5 1
警防活動状況	5 2
消防水利現況	5 3
ー救助ー	
救助隊の編成状況・緊急消防援助隊	5 4
国際消防救助隊（I R TーJ F）	5 5
救助出場件数及び救助人員・救助出場件数	5 6
各高速道路の受け持ち区域・高速道路上の救助出場状況	5 7
ー装備ー	
車両配備状況	5 8
主要機械器具の配置	5 9

救 急

救急業務の概要	6 3
救急隊現有状況・救急活動状況	6 4
救急出場件数及び搬送人員の推移	6 5
事故種別出場件数及び搬送人員	6 6

事故種別月別出場件数及び搬送人員・事故種別曜日別出場件数及び搬送人員	6 7
救急隊別・月別出場件数	6 8
地区別の救急活動状況	6 9
年齢区分別事故種別搬送人員・年齢区分別傷病程度別搬送人員	7 0
事故種別傷病程度別搬送人員	7 1
医療機関別搬送人員・市外搬送人員状況	7 2
応急手当の普及啓発活動状況・応急手当の救命効果	7 3

指 令

指令業務の概要	7 5
1 1 9 番通報受付状況	7 6
1 1 9 番通報受付状況の比較・1 1 9 番通報受付状況の推移	7 7
災害事案別における1 1 9 番通報件数の時間分布	7 8
消防指令システム・消防救急デジタル無線・映像通報システム Live 1 1 9 ・高所監視カメラ	7 9

消 防 団

はじめに・川口市消防団の歩み	8 1
消防団組織図	9 3
消防団車庫所在地・車両配置状況	9 4
支団別受持区域	9 5
消防団員状況	9 6
年齢別団員数（職名別）・在職年数別団員数・職業別団員数	9 7
－消防歌－	
川口消防の歌	9 8
川口市消防団歌	9 9

概 要



【市章】

川口市の紋章である市章は、外側三重の円形が「川」を中心の菱形が「口」を表します。旧川口町章ですが、市政施行後の昭和8年9月18日に市章として制定されました。



【市の花】

鉄砲百合：埼玉国体をきっかけに昭和41年1月27日制定。
土地にゆかりの深い花五色桜、桜草、椿、百合、チューリップ、水仙など多数の候補があげられ、研究・協議の結果、他の県・市の花に関係なく、明るく清純で、しかも川口市で広く愛されている花として決まりました。



【市の木】

サザンカ：昭和49年7月1日制定。当時全国的に緑化がさげばれ、また市に緑化推進委員会を設置、さらに市政施行40周年を記念して制定することに。
市民に親しみやすく、移植が容易で一般家庭や公園などに広く活用でき、市のシンボルとしてふさわしい樹木17種が選出、その中から市民投票の結果を参考に決定しました。

川口市の概要

川口市は埼玉県の南端に位置する県内有数の都市です。荒川を隔てて東京都に接し、江戸時代から鋳物や植木などの産業が発展し、その後、住宅都市化が進みました。平成 23 年 10 月 11 日、鳩ヶ谷市と合併し、平成 30 年 4 月 1 日中核市に移行して、人口約 60 万人となりました。首都東京と隣接しているという利便性を活かしながら、固有の伝統ある“ものづくりのまち”として、活力あるまちづくり・人づくりを目指しています。



位置・面積



【令和 8 年 4 月 1 日現在】

経度	139° 43' 27"
緯度	35° 48' 28"
海拔	2.06メートル
面積	61.95平方キロメートル
東西	10.2キロメートル
南北	11.8キロメートル

川口市民憲章

昭和42年4月1日制定

“鑄物のまち”としての長い伝統の上に各種産業を加えて、躍進を誇るわが川口市は、新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひとりひとりの理想であります。

わたくしたちはここに誇りを感じ、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民の願いをこめて、この憲章を定めました。

わたくしたちは、

- 1 すすんで環境を浄化し、
きれいな家庭・美しいまちをつくりましょう。
- 1 いつも健康で元気よく働き、
しあわせな家庭・豊かな都市をつくりましょう。
- 1 互いにきまりを守り、助け合って、
なごやかな家庭・明るい社会をつくりましょう。
- 1 文化を育て、教養を高めて、
楽しい家庭・住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 力いっぱい両手をひろげ、
伸びゆく家庭・理想の大川口市をつくりましょう。

人口・世帯数

年	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	総人口 (人)	人口密度(人) (1 km ² 当たり)	基準日
昭和40	55.66	63,812	237,094	4,260	
50	55.66	108,231	336,710	6,049	
60	55.66	133,178	399,013	7,169	
平成元年	55.66	149,029	426,761	7,667	
5	55.71	163,739	443,201	7,956	※注2
10	55.75	182,357	459,977	8,251	※注2
15	55.75	202,437	481,900	8,644	
20	55.75	223,796	507,350	9,100	
25	61.97	259,860	581,170	9,378	※注1
30	61.95	281,681	601,055	9,702	※注2
令和元年	61.95	286,887	604,675	9,761	
2	61.95	292,000	608,390	9,821	
3	61.95	295,489	607,750	9,810	
4	61.95	296,539	605,067	9,767	
5	61.95	299,580	604,894	9,764	
6	61.95	304,393	607,279	9,803	
7	61.95	308,606	607,943	9,813	
8	61.95	313,611	609,493	9,838	

注1 市町村合併によるもの。(平成23年10月11日)

注2 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」により変更。(平成2年、平成6年、平成27年)

※ 基準日注以外 (1) 平成6年度以前は4月1日現在の住民基本台帳人口 (2) 平成7年度以降は4月1日現在の総人口

川口市の沿革

川口に人が住み始めたのは、今から約2万年前といわれています。その頃、川口の南部は海面下にありました。北東部の台地には、旧石器時代の天神山遺跡や縄文時代の遺跡である猿貝・新郷・石神貝塚をはじめ多くの遺跡が残されており、海辺で生活を営んだ祖先を知ることができます。

川口という名称は、旧入間川(現在の荒川)の河口に臨んでいたことから起きているといわれていますが、治承4年(1180)源頼朝の挙兵に加わるため弟義経が鎌倉に向かう途中、川口の渡しで兵をあらためたことが「武蔵国足立郡小川口に着き、兵を閲したところ八十五騎になっていた」と『義経記』に記されています。

川口の地も戦国時代には、太田氏や北条氏の支配を受けましたが、江戸時代に入るとほとんどが幕府直轄領となり、代官の支配下に入りました。見沼溜井や見沼代用水、赤堀用水などの灌漑治水によって農業が一層発展しました。また、日光御成道は徳川家康の霊廟を日光に移した元和3年(1617)以降整備され、川口にも将軍の日光参詣に伴う休憩所(錫杖寺)や駅通業務を行う問屋場がおかれしました。

享保13年(1728)の見沼代用水路の開さくによる舟運・陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、今日の川口の発展の基となる種々の産業が興りました。鋳物産業は、江戸中期以降は技術の確かさと江戸市民の需要増大によりますます盛んとなりその数もさらに増えて発展の一途をたどりました。また、承応年間(1652～1654)に安行の吉田権之丞によって始められたという植木や苗木の栽培は、明暦3年(1657)の江戸大火によって焼野原となった江戸へ、植木や草花を供給して以来発展しました。さらに幕末期には、織物・釣竿が江戸を中心に商品として進出するようになりました。当時の川口町は、今の本町1丁目と金山町を中心に300戸ほどの家が集まっただけの小さな町で、現在賑やかな川口駅前や栄町・幸町付近は見わたす限りの田畑や湿地帯であったといわれています。明治末期には鋳物工場が150軒ほどになり、荒川や芝川の舟運を利用して原料や製品運搬が行われました。その後、川口町駅や新荒川大橋ができると鋳物産業を中心に飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」の名は全国に知られるようになりました。

昭和8年4月1日に、川口町・横曽根村・南平柳村・青木村の1町3村が合併し、昭和15年には、芝村・神根村・新郷村の3村を合併。更に昭和31年に安行村、昭和37年に美園村の一部であった戸塚、そして平成23年10月11日に鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人の新川口市がスタートしました。古くは「日光御成道(にっこうおなりみち)」で結ばれた宿場町として共に栄えた両市。川口宿、鳩ヶ谷宿が一つになった新しい川口市は平成30年4月1日に中核市へ移行し人口も60万人を超えました。住みやすいまちを超えてさらなる選ばれるまち川口の実現に向け歩みを進めています。

川口消防の歩み

消防組織法施行以前の歩み

昭和8年			
4月 1日	川口消防組	川口町、横曽根村、青木村、南平柳村が合併し市制が施行された。このことに伴い、既存の町村各組を統合した川口消防組が発足した。なお、組織は消防本部の常備消防班（班長小頭1名、消防手12名、2交代）と、6部制（川口町1・2・3部、南平柳村4・5部、青木村6・7部、横曽根村8部）から成る【総員400名】	
昭和14年			
4月 1日	川口警防団	勅令第20号により、警防団令が公布施行され、消防組と私設防護団を統合した川口警防団が発足した。【10部制 定員1,500名】	
昭和19年			
4月 1日	埼玉県川口消防署	特設消防署設置規程（大正8年勅令第350号）により、埼玉県告示第191号をもって、川口市一円を区域とする特設消防署が設置された。また、従来の常備消防班を包含して埼玉県川口消防署が設置された。	
4月 1日	埼玉県消防訓練所	同告示第247号により、川口市本町2-99に、埼玉県消防練習所が設置された。	
昭和22年			
	消防団への改称	勅令第185号により消防団令が施行され、警防団は消防団と改称された。	
	川口市消防団設置条例	消防団令に基づき川口市消防団設置条例が定められた。	

消防組織法施行後の歩み

昭和23年			
3月 7日	自治体消防への改革	消防組織法が施行され、官設消防は自治体消防へと画期的な機構改革が行われ、川口市消防本部（総務・予防・消防の3係制）と、川口市消防署（本署、横曽根分署、鳩ヶ谷分署の1署、2分署）が設立された。【本部一消防長以下12名、本署一署長以下80名】	
3月 7日	初代消防長就任	初代消防長に山田 福蔵氏が就任した。	
昭和25年			
10月 1日	鳩ヶ谷分署の分離	鳩ヶ谷町が川口市から分離したことに伴い、鳩ヶ谷分署が川口市消防本部より分離した。なお、人員は川口市に残り、施設・装備は鳩ヶ谷町に移譲した。	
昭和27年			
1月25日	青木分署の新設	上青木3-800に青木分署を新設した。	
昭和34年			
5月19日	救急業務の開始	市内の救急搬送要請に対応するため、救急車（ニッサンジュニア）を購入し、救急業務を開始した。	
昭和37年			
2月15日	救助業務開始	市内建物の高層化に対応するため、屈折はしご付消防ポンプ自動車（15m）を配備し、救助業務を開始した。	

昭和38年 4月 1日	職員定数の改正	人口が20万人を越えたので、職員定数を99名とした。（7名増員）
昭和40年 4月 1日	職員定数の改正	人口が23万7千人に達したので、職員定数を109名とした。（10名増員）
4月 9日	消防長就任	第2代消防長に三宅 俊三氏が就任した。
昭和41年 4月 1日	消防本部の機構改革	消防本部を総務、予防、警防の3課制とした。
4月 1日	職員定数の改正	人口が25万2千人に達したので、職員定数を132名とした。（23名員）
4月 1日	川口市消防訓練所	川口市職業訓練所（青木町5-1298）内に川口市消防訓練所を設立した。
11月 1日	本部庁舎の近代化	消防業務を推進するため、消防本部庁舎を新築した。（本町2-4-39）〔鉄筋コンクリート3階建、延面積1,472.54㎡望楼地上40m（EV付）〕
12月13日	芝分署の新設	大字芝8,917に芝分署を新設した。 （鉄筋コンクリート2階建、延面積311.25㎡望楼23m）
昭和42年 4月 1日	職員定数の改正	人口が26万6千人に達したので、職員定数を149名とした。（17名員）
6月 1日	南平柳分署の新設	元郷町1-151-9に南平柳分署を開設した。 （鉄筋コンクリート2階建、延面積328.71㎡、望楼23m）
8月 1日	救助隊の発足	高層建物の著しい建設や化学産業の発展に伴う火災態様の変化に対応するため、本署と横曽根分署に救助隊を編成した。
昭和43年 2月13日	青木分署の改築	老朽化した木造の庁舎を鉄筋コンクリート3階建に改築した。
4月 1日	職員定数の改正	人口が27万7千人に達したので、職員定数を170名とした。（21名員）
昭和44年 4月 1日	救急指令センター	人口と各種災害の激増に伴い、救急業務の円滑促進を図るため消防本部に救急指令センターを開設した。
4月 1日	職員定数の改正	人口が28万7千人に達したので、職員定数を209名とした。（39名員）
10月 1日	消防長就任	第3代消防長に飯塚 榮一氏が就任した。
12月24日	新郷分署の新設	大字東本郷1283-3に、新郷分署を開設した。 （鉄筋コンクリート2階建、延面積475.04㎡、望楼22m）

昭和45年			
4月 1日	職員定数の改正	人口が30万5千人に達したので、職員定数を259名とした。(50名増員)	
昭和46年			
4月 1日	職員定数の改正	人口が30万6千人に達したので、職員定数を302名とした。(43名員)	
6月 2日	神根分署の新設	大字神戸36に神根分署を開設した。 (鉄筋コンクリート2階建、延面積546.71 m ² 望楼22m)	
10月25日	消防本部の機構改革	消防本部の体制を強化充実するため、総務課に人事係、警防課に防災救急係を新設した。また、総務課教養服務係を教養係に改め、技術係を警防課に移す等の機構改革を行った。	
昭和47年			
4月 1日	特別救助隊の発足	災害の複雑多様化に伴い、人命救助活動が困難になってきた。このことに対応するため、本署に救助器具を積載した救助工作車を配置し、人命救助を主眼とした専任の特別救助隊を発足した。	
12月10日	伊刈分署の新設	大字伊刈46に伊刈分署を開設した。 (鉄筋コンクリート2階建、延面積594.07 m ² 、望楼23m)	
昭和49年			
2月 1日	消防テレホンガイド	市民サービスの一環として消防テレホンガイドを設置した。	
3月31日	街角消火器の設置	川口市地震対策街角消火器設置要綱が公布された。(S48.11.1) このことに伴い、昭和48年から5ヶ年計画で密集地の街角に設置することとた。	
昭和50年			
2月 1日	消防長就任	第4代消防長に金子 義雄氏が就任した。	
昭和53年			
4月 1日	街角消火器の設置	川口市地震対策街角消火器設置要綱に基づき、青木地区の一部と南平柳地区の一部に街角消火器を231本設置した。(5年間で合計1,229本設置)	
4月 1日	芝園分署の新設	芝園町3-5に芝園分署を開設した。 (鉄筋コンクリート造り2階建、延503.2 m ²)	
4月 1日	消防署組織の改革	消防事務の増大と複雑多様化する災害事象に即応するため、旧規程を廃止。川口市消防署の組織等に関する規程を新たに制定した。	
昭和54年			
4月 2日	消防長就任	第5代消防長に土屋 利和氏が就任した。	
昭和55年			
4月 1日	青木分署の新設	青木4-7-18に青木分署を開設した。 (鉄筋コンクリート造り2階建、延面積464.8 m ²)	
4月 1日	並木分遣所の 廃止名称の変更	青木分署の開設に伴い、並木分遣所を廃止し、青木分署(上青木4-4-6)を上青木分署と名称変更した。	
4月 1日	消火薬剤交付要綱	初期消火態勢の推進を図るため、火災又は消火訓練に使用した消火器の薬剤を無償で交付する川口市消火薬剤交付要綱を制定した。	

4月 1日	少年婦人 防火委員会	自主防火防災体制としての少年消防クラブ、婦人防火クラブの整備強化を図るため、川口市少年婦人防火委員会を設置した。
7月 24日	地震体験車運用	大震対策事業の一環として地震体験車「川口なまず号」の寄贈を受け、運用を開始した。
昭和56年 3月 3日	都市ガス災害対策	都市ガスに起因する災害を未然に防止するとともに、災害発生時において早期に鎮圧し、被害を最小限に防止するため、東京ガス（株）浦和営業所と都市ガス災害対策に関する業務協約を締結した。
4月 1日	被服点数制の導入	消防職員の被服等について、職務の内容に応じた効果的な給貸与を図るため、点数制を導入した。
7月 1日	消防音楽隊の設置	予防広報活動を目的として、川口市消防音楽隊を設置し、活動を開始した。
昭和57年 4月 1日	防火防災訓練 災害補償規則	自主防火組織の育成を推進するため、防火防災訓練中の災害補償制度として、川口市防火防災訓練災害補償規則を制定した。
昭和58年 3月 31日	例規の改正 （警防規程）	警防規則を廃止。新たに警防規程を制定し、地震、風水害に対しても対処できるよう警防体制の充実を図った。
3月 31日	（文書管理規程）	組織の改正、変遷に伴い、対内、対外間の文書管理を適切に行うため、文書管理規程を制定した。
3月 31日	（その他）	組織の改正に伴い、関連する条例、規則、規程について改正を行った。
4月 1日	組織の改正	自治体消防発足以来の1本部1署制を、1本部2署（南消防署、北消防署）制に改正し、組織の全面見直しを行った。 （救急救助係を分散。人事係、教養係を人事教養係に統合等）
4月 1日	戸塚分署の開設	人口急増の著しい戸塚地区に戸塚分署を開設した。 （鉄筋コンクリート2階建、延563.0㎡）
7月 23日	救急自動車の寄贈	日本損害保険協会から救急自動車の寄贈を受け入れた。 （ニッサンキャラバン2B型）（昭和59年4月1日に安行分署に配備）
昭和59年 4月 1日	安行分署の新設	安行分署を開設した。（鉄筋コンクリート3階建、延1,247.9㎡）
昭和60年 4月 1日	新庁舎の建設	60・61年の2ヵ年継続事業で鉄骨鉄筋コンクリート造5階建、コンピューターを利用した通信指令装置などを備えた消防本部・北消防署合同庁舎の建設を開始した。
昭和61年 4月 1日	国際消防救助隊の発足	国外で発生した大規模災害救援をするため、自治省消防庁の提唱により国際消防救助隊が発足。当市消防本部も、救助工作車1台、隊員10名を登録した。
昭和62年 1月 1日	新庁舎落成	人口50万人に対応する防災の拠点として、消防緊急情報システム等コンピューターを使用した近代的庁舎が落成、業務を開始した。
4月 1日	消防長就任	第6代消防長に福岡 清一氏が就任した。
4月 1日	女性消防吏員	男女雇用機会均等法の制定に伴い、初の女性消防吏員を採用した。（2名）

9月 1日	首都高速道路開通	首都高速川口線開通に伴い、特別出場計画及び消防活動基準を定めた。
昭和63年		
3月23日	消防訓練塔	複雑多様化する災害に対し、実践的救助技術を強化するため消防訓練塔を消防本部に設置した。
平成元年		
4月 1日	消防長就任	第7代消防長に二川 勝利氏が就任した。
平成 2年		
4月 1日	消防長就任	第8代消防長に伊藤 清二氏が就任した。
4月 1日	組織の改正	消防本部の組織を強化充実するため、警防課に救急救助係を新設し、通信指令室を課相当に格上げした。
平成 4年		
6月 3日	救急救命士	救急救命士法の制定により、職員1名を救急救命中央研修所へ派遣した。国家試験を経て当消防本部に初の救急救命士が誕生した。
平成 5年		
4月 1日	消防長就任	第9代消防長に新井 利生氏が就任した。
平成 6年		
3月25日	高圧ガス製造施設	平成4年度事業で北消防署芝園分署に3気圧タイプ（300,200,150kg/cm ³ ）の高圧ガス製造施設を建設し、保安監督者の養成を経て、空気製造の運用を開始した。
3月28日	救急救命士の運用	心電図受信装置を「済生会川口総合病院」に設置し、救急救命士が医師の指示に基づいて行為のできる「特定3項目」の運用を開始した。
4月 1日	水難救助指定隊	平成4年度事業で潜水器具8セットを購入し、平成5年4月1日から南平分署第2小隊に配置するとともに、潜水活動の特殊性を考慮し、1年間の潜水救助技術の習得期間として位置付け、各種訓練を実施した後、運用を開始した。
4月 1日	服制の改正	平成6年と7年の2年間で、夏・冬作業服及び夏制服等の生地・色相・デザインの大幅な改正を行い、特に作業帽のデザインをアポロキャップ型とした。
平成 7年		
1月23日	阪神・淡路大震災に派遣	1月17日に発生した大震災に救助工作車・救援車、職員11名を派遣し災害活動を実施した。
4月 1日	消防長就任	第10代消防長に上野 勝太氏が就任した。
4月 1日	組織の改正	時代に対応した消防行政を遂行するため、通信指令室を指令課とし、総務課に企画係を新設するなど大幅な組織改正を実施した。
平成 8年		
1月25日	耐震性貯水槽	阪神・淡路大震災の教訓から、飲料水及び消防用水の確保を目的として、本町小学校及び芝スポーツセンターの敷地内に100m ³ 型飲料水兼用耐震性貯水槽を設置した。
3月19日	起震車の購入	日本で初めて起震駆動部分に油圧駆動方式を採用した、過去発生した地震が体験できる等の各種最新の機能を持った地震体験車を購入した。

3月22日	高度救助用資器材	阪神・淡路大震災に応援出動した経験と教訓から、埼玉県下で初めて高度救助用資器材5機種（画像探査Ⅰ型、画像探査Ⅱ型、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置）を購入し運用を開始した。
4月1日	携帯電話の運用開始	災害連絡体制の充実を図るため、所属長に対し携帯電話を貸与した。
4月1日	火災原因調査機器	火災原因調査をより科学的に遂行するために、予防課調査係に実体顕微鏡システムを導入した。これにより、あらゆる角度から、僅かな傷・染み・色等の違いがモニターで観察でき、鮮明な画像プリントで証拠保全も可能となった。
平成9年		
4月1日	消防長就任	第11代消防長に持谷 正紀氏が就任した。
4月1日	救命士資格者等の採用	救急救命士の整備充実を図るため、2名の救急救命士資格者を初めて採用した。また、女子職員2名を含む10名を新規採用し、実員を456名とした。
6月30日	無停電電源装置	電力の瞬断や停電時において既設の変電設備と非常電源設備が切替わる際の電源供給をバックアップするCVC装置を指令課に設置した。
10月1日	女性職員を配置	男女雇用機会均等法の改正等に伴い、時代に即応した消防行政を推進するために、初めて女性職員を交替制勤務（指揮隊並びに救急隊）に配置した。
10月11日	三交替制勤務	交替制職員の勤務体制の強化と組織の円滑な運営を図るため、試行として予防課調査係及び指令課に三交替制勤務を導入した。
平成10年		
4月1日	消防長就任	第12代消防長に清宮 健夫氏が就任した。
4月1日	携帯電話からの受信	埼玉県において、携帯電話からの119番通報の受信・転送体制が整備され、代表消防本部である浦和市消防本部が一括して受信し、通報場所を管轄する消防本部へ転送することで、携帯電話からの119番通報が川口市消防本部でも受信できるようになった。
11月1日	例規の改正 （震災警防規程）	震災時の被害を軽減するため、震災警防活動及び震災消防活動の実施に必要な事項を定め、震災時に対処できるよう新たに震災警防規程を制定した。
11月1日	（警防規程の改正）	震災警防規程の制定に伴い、警防規程を改正した。
平成11年		
4月1日	消防長就任	第13代消防長に福田 満氏が就任した。
9月9日	全車高規格救急体制	予備車を含め、全車高規格救急車体制となった。
9月21日	国際消防救助隊派遣	9月21日（現地時間）台湾で発生した地震災害に際し、自治省消防庁の要請に基づき、21日～28日までの8日間、県内で唯一国際消防救助隊（IRT）登録している当消防本部の職員2名を、現地に派遣した。（登録後、初めての派遣）
平成12年		
10月12日	横曽根分署	西川口3-18-1に移転し、横曽根分署を開設した。 （鉄筋コンクリート3階建、延面積1,960.6㎡）
平成13年		
3月28日	埼玉高速鉄道線	県内初の地下鉄（埼玉高速鉄道線）開通に伴い、地下鉄火災消防活動基準及び地下街等火災消防活動基準を定めた。

4月 1日	組織の改正	指令課を警防課と統合し消防指令センターと名称変更するなど、消防本部の組織を、4課13係から3課1センター11係に組織改正をした。また、消防署にあっては、管理課及び消防課を新設するなど、2署10分署26係を2署4課12分署36係へと、大幅な組織改正をした。
平成14年		
3月 1日	緊急通信指令システム	最先端のコンピューターとネットワーク技術を駆使した「緊急通信指令システムⅢ型」を導入し運用を開始した。
4月 1日	消防長就任	第14代消防長に細井 修氏が就任した。
平成15年		
5月22日	国際消防救助隊派遣	5月22日にアルジェリア民主人民共和国で発生した地震災害に際し、職員を2名派遣。倒壊建物から救出活動を展開するなど活動を行う。
平成16年		
7月13日	緊急消防援助隊派遣	新潟県・福島県豪雨災害のため新潟県三条市へ職員を派遣。
10月23日	緊急消防援助隊派遣	新潟県中越地震ため新潟県小千谷市へ職員を派遣。
平成17年		
4月 1日	消防長就任	第15代消防長に古川 稔氏が就任した。
平成19年		
4月 1日	消防長就任	第16代消防長に山崎 繁雄氏が就任した。
平成20年		
4月 1日	消防長就任	第17代消防長に荒井 清光氏が就任した。
平成21年		
4月 1日	組織の改正	消防本部の組織を改正し、救急課を新設した。
10月 1日	南平分署改築	庁舎の老朽化に伴い、改築工事を実施した。鉄筋コンクリート造2階建、延面積1,555.2㎡の南平分署を落成した。
平成22年		
4月 1日	消防長就任	第18代消防長に上山 健三氏が就任した。
4月 1日	組織の改正	南・北消防課と管理課を統合して消防課とし、南・北特別救助隊及び救助隊を特別救助機動隊とした。
平成23年		
3月11日	緊急消防援助隊派遣	3月11日に発生した東日本大震災に際し、総務省消防庁の要請に基づき、消火隊及び救助隊を岩手県陸前高田市に派遣した。
3月26日	緊急消防援助隊派遣	東日本大震災に伴う福島原発事故に際し、総務省消防庁の要請に基づき、指揮隊及び救急隊を福島県本宮市に派遣した。
10月11日	鳩ヶ谷市と市政合併	川口市と鳩ヶ谷市が合併し、人口約58万人、面積約62平方キロメートルの新川口市がスタートした。また、当合併により、南消防署に鳩ヶ谷分署を設置し、消防隊・救助隊・救急隊をそれぞれ1隊ずつ配置、1消防本部2署13分署となった。

平成24年

2月 1日	高機能消防指令・情報システム導入	GPSを使い、災害現場に最も近い車両を選別し出動部隊を自動的に編成、最短時間による現場到着を実現した。
4月 1日	名称の変更	「川口市消防本部」から「川口市消防局」に名称を変更した。
4月 1日	組織の改正	消防指令センターを指令課とし、予防課に調査係を新設するなど、消防局の組織を4課1センター12係から5課16係に改正した。また、南・北特別救助機動隊を特別救助隊及び救助隊とした。
4月 1日	消防長就任	第19代消防長に榎本 和夫氏が就任した。

平成26年

2月 4日	救急医療情報システムへのアクセス用端末配置	救急活動において、迅速な収容医療機関の選定を行うためのタブレット端末を全救急隊に配置した。
3月 1日	消防救急無線デジタル化	データ伝送により確実かつ効率的な消防救急活動の支援を行うこと及び、情報の秘匿性を高めるため消防救急デジタル無線の運用を開始した。
4月 1日	高度救助隊発足	通常の消防力では対応が困難な災害に備えるとともに、市内の救助体制の強化を図るため高度救助隊を発足、北消防署芝分署にて運用を開始した。

平成27年

2月17日	救急啓発車配置	市民より寄贈を受けた救急啓発車を救急課に配置した。
4月 1日	消防長就任	第20代消防長に野村 重夫氏が就任した。
9月12日	緊急消防援助隊派遣	9月9日から11日にかけて発生した関東・東北豪雨災害に際し、総務省消防庁の要請に基づき、指揮隊及び高度救助隊を茨城県常総市に派遣した。

平成28年

4月 1日	組織の改正	南・北消防署に管理課を新設、消防管理係と査察指導係とし、中央分署、芝分署を南・北消防署の消防課とした。
4月 1日	消防長就任	第21代消防長に小倉 務氏が就任した。

平成29年

4月 1日	救助工作車Ⅲ型配置	救助工作車Ⅲ型を北消防署消防課に配置した。
-------	-----------	-----------------------

平成30年

3月30日	38m級梯子付消防自動車配置	38m級梯子付消防自動車を南消防署消防課に配置した。
4月 1日	芝園分署に救急隊を配置	全13署所に救急隊が配備された。

平成31年

4月1日	消防長就任	第22代消防長に榎原 義人氏が就任した。
------	-------	----------------------

令和2年

4月1日	特別高度救助隊の発足	地震等の大規模災害や通常の消防力では対応が困難な災害に備え、特別高度救助隊を発足し、北消防署消防課に配置した。
------	------------	---

4月1日	救急隊の増隊	南平分署に2隊目の救急隊を増隊し、14隊体制とした。
------	--------	----------------------------

令和3年

4月1日	消防長就任	第23代消防長に齋藤 和雄氏が就任した。
------	-------	----------------------

8月10日	非常用救急自動車 特別運用	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、非常用救急自動車2台の特別運用を実施した。
-------	------------------	---

令和5年

4月1日	消防長就任	第24代消防長に田口 哲氏が就任した。
------	-------	---------------------

4月1日	東消防署の新設	旧鳩ヶ谷分署の敷地内に、署としての機能拡充を図った東消防署を新たに開設した。（坂下町4-3-14 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建、延2,999.2㎡）
------	---------	--

4月1日	組織の改正	東消防署開設に伴い1本部2署制を、1本部3署（南消防署、北消防署、東消防署）制に改正した。
------	-------	---

4月1日	特別消火隊の発足	消火・火災救助活動体制を強化するため特別消火隊を北消防署消防課に配置した。
------	----------	---------------------------------------

4月1日	救急ワークステーション の設立	川口市立医療センター内に「救急ワークステーション」を設立した。
------	--------------------	---------------------------------

令和6年

2月1日	消防指令システム・消防救急 デジタル無線システムの運用開始	消防指令システム・消防救急デジタル無線システムの全面更新を行った。
------	----------------------------------	-----------------------------------

2月1日	映像通報システム Live119 運用開始	従来の音声のみの119番通報に加え、映像による緊急通報が可能となった。
------	--------------------------	-------------------------------------

4月1日	日勤救急隊の発足	日中帯の救急需要対策及び職域拡充を目的に、東消防署消防課に日勤救急隊を配置した。
------	----------	--

6月28日	東消防署車庫棟の新設	東消防署同敷地内に鉄骨造、地上2階建て、延べ床面積313.00㎡の第11支団第1分団車庫併設の車庫棟を新設した。
-------	------------	--

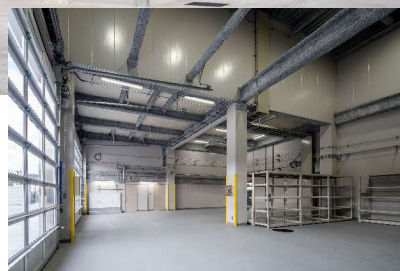
令和7年

1月19日	川口市消防出初式	川口市消防の第1回目の出初式を開催した。
-------	----------	----------------------

2月28日	緊急消防援助隊派遣	2月26日から4月7日にかけて発生した岩手県大船渡市の林野火災に際し、総務省消防庁の要請に基づき、消火隊、後方支援隊及び特殊装備隊を派遣した。
-------	-----------	---

4 月 1 日	消防長就任	第 2 5 代消防長に村田 宏明氏が就任した。
4 月 1 日	救急隊の増隊	安行分署に 2 隊目の救急隊を増隊し、1 6 隊体制とした。
1 0 月 2 7 日	南消防署管理課の移転	南消防署機能移転事業のうち、南消防署管理課が横曽根分署 3 階にて業務を開始した。
令和 8 年		
1 月 1 5 日	南消防署開署式	南消防署機能移転事業が終了し、横曽根分署が南消防署として運用を開始した。また、庁舎南側に車庫棟及び火災体感型訓練施設（鉄骨造一部 R C 造、延床面積 5 0 7 . 5 4 m ² 、地上 2 階建て）を新設した。
1 月 1 5 日	組織の改正	南消防署の開署により、南消防署（本町 2 - 4 - 3 9）から中央分署へ横曽根分署から南消防署（西川口 3 - 1 8 - 1）へ改正した。
4 月 1 日	消防長就任	全国初の女性消防長として第 2 6 代消防長に鈴木 亜弥子氏が就任した。

総務



南消防署 車庫棟
(令和7年12月竣工)



令和8年度川口市消防重点目標 「災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」

第6次川口市総合計画 めざす姿Ⅱ より



部 門 別 重 点 施 策

(総 務 部 門)

消防力中長期整備計画を柱とした既存にとらわれない前向きな組織運営

- 新庁舎建設事業における先見性のある計画策定と適切な管理
- 防災拠点施設としての機能確保に向けた庁舎改修の促進
- 救急救命士常時2名乗車体制に向けた救急救命士有資格者の確保
- 市民サービスの向上に向けた女性職員の増員
- 基本計画に沿った一貫性ある予算編成と執行
- 消防団員充実強化に向けた広報活動の実施
- 消防団員の活動時における事故防止の徹底
- 消防団員の知識・技術向上に向けた合同訓練の実施

(救 急 部 門)

消防力中長期整備計画に照らした救急事業の推進

- 救急救命士常時2名乗車に向けた救急隊員の人材育成
- 救急ワークスセッションを最大限に活用した教育体制の充実
- 指導救命士による救急隊員教育の充実
- 高度シミュレーターを活用した教育訓練の標準化と評価システムの運用強化
- 救命効果の向上を目指した小・中学校を含めた市民への救命講習の実施
- 救急車適正利用及びマイナ救急事業の定着に向けた継続的な広報活動の展開
- 感染症等の発生時に備えた医療機関等との情報共有体制の強化

(予 防 部 門)

消防力中長期整備計画に照らした「緊く火災予防」

- 火災予防分野におけるDXの推進
- 予防技術資格者の増員
- …全職員に占める有資格者比率 29%(174人)→35%(212人)以上
- 重大違反及び一階段等防火対象物の違反是正の徹底
- 幼年消防クラブに対する防火教育活動の促進
- 危険物施設における地震等災害対策の推進
- 消防部隊に対する火災調査業務に伴う研修の実施

(指 令 部 門)

消防力中長期整備計画に示す通信基盤、映像技術等の利活用

- 映像通報システムLive119を活用した口頭指導の技術向上と検証
- 119番入電から指令まで1分30秒以内を維持した聴取技術の向上
- 誰もが新指令システムの適正運用が可能となる画一的な教育体制の確立
- 消防OAシステムの円滑かつ適正な運用に向けたアップデートと機能強化
- 消防指令・情報システム及び消防救急デジタル無線等の常時安定稼働に向けた適切な運用管理

(警 防 部 門)

消防力中長期整備計画に基づく警防体制の確立

- 社会情勢の変化に対応した部隊配置
- 活動基準の常時研究及び消防部隊活動との整合性に向けた見直し

大規模災害時の態勢強化

- 震災時及び水害時の災害対応能力向上
- 大規模災害に備えた高度救助資機材及び特殊救助資機材の整備
- 経年防火水槽長寿命化と耐震性貯水槽設置計画の推進

教育・訓練の実施

- 時代に即した消防部隊活動の研究及び訓練企画
- 現任救助隊員の効果的な訓練手法の確立
- 救助部隊の大規模災害対応訓練の実施
- 導入資機材を有効活用するための教育訓練の実施
- 現任機関員へのポンプ運用訓練の実施

(消 防 活 動 部 門)

各種災害現場において市民から信頼される活動の実践

- 市民の立場に立った接遇と質の高いサービスの提供
- 部隊の効果的な連携・運用及び安全管理体制の向上

多様化する災害への総合対応力の強化と部隊の育成

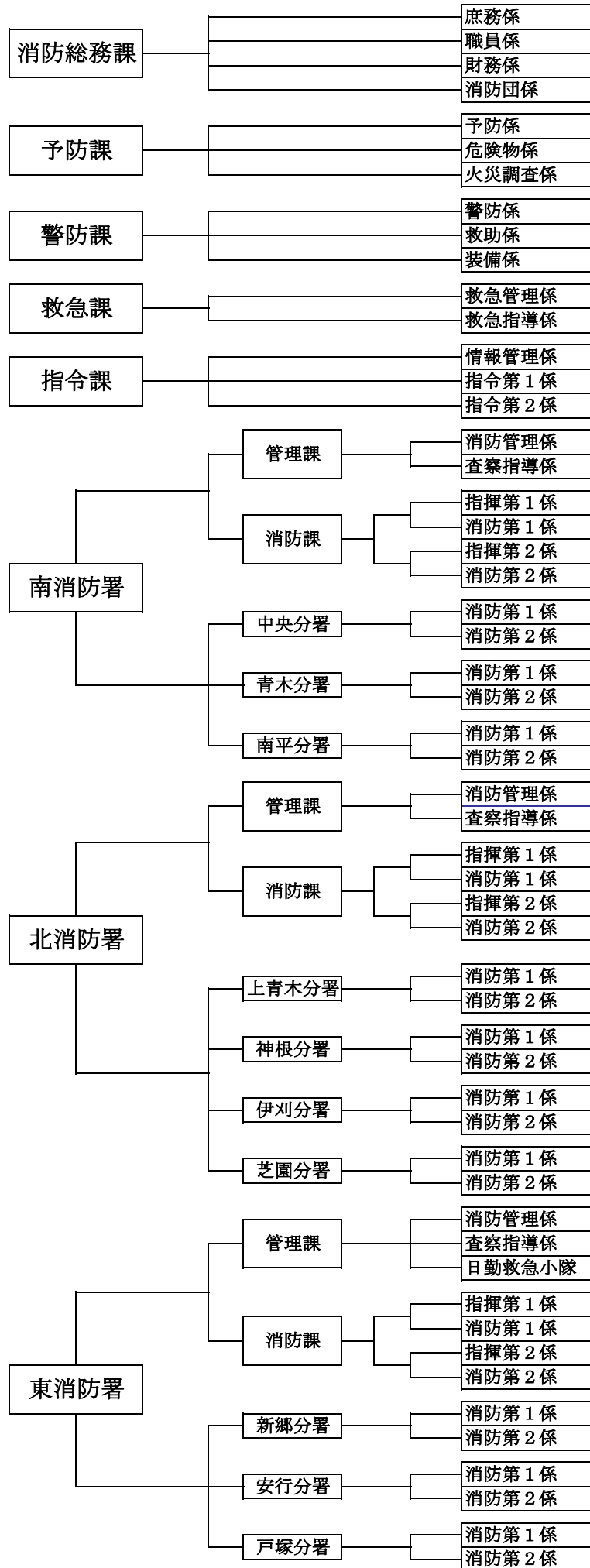
- 迅速かつ的確な初動体制の確立と実践的な活動能力の向上
- 専門知識・技術の向上と資格取得の推進

防火意識の向上と防火指導・立入検査による予防体制の強化

- 市民や事業所に対する火災予防に関する意識啓発の推進
- 計画的な立入検査と違反是正の推進及び違反対象物への重点対応

川口市消防局

組 織 図



事務分掌

【消防局】

課 名	事 務 内 容
消防総務課	○消防局の庶務に関する事。 ○消防局内の連絡調整に関する事。 ○消防事業計画の策定及び総合調整に関する事。 ○職員の人事、給与、研修及び厚生に関する事。 ○財務に関する事。 ○消防団に関する事。
予防課	○火災予防の総括に関する事。 ○建築確認の同意事務に関する事。 ○消防用設備等の指導及び検査に関する事。 ○予防査察及び違反是正の総括に関する事。 ○火災予防関係の届出等に関する事。 ○防火協力団体に関する事。 ○危険物に関する事。 ○火薬類に関する事。 ○液化石油ガス等の事務の総括に関する事。 ○火災の原因及び損害の調査等に関する事。 ○火災の証明に関する事。
警防課	○警防業務の総括に関する事。 ○消防体制及び消防対策に関する事。 ○救助業務の総括に関する事。 ○消防装備に関する事。
救急課	○救急業務の総括に関する事。 ○医療関係機関との連絡調整に関する事。 ○救急救命士の育成に関する事。 ○救急隊員の教育訓練及び研修に関する事。 ○救急業務及び応急手当の普及啓発に関する事。
指令課	○災害通報の受信及び指令に関する事。 ○各種災害情報等の収集及び伝達に関する事。 ○通信指令設備の運用及び管理に関する事。 ○情報通信に係る調査及び研究に関する事。 ○消防指令情報支援システムの運用及び管理に関する事。

【消防署】

課 名	事 務 内 容
管理課	○署の庶務に関する事。 ○署内の連絡調整に関する事。 ○火災予防の指導に関する事。 ○消防用設備等の指導及び検査に関する事。 ○予防査察及び違反是正に関する事。 ○火災予防関係の届出等に関する事。 ○消防活動関係の届出等に関する事。 ○液化石油ガス等の事務に関する事。 ○救急業務に関する事。
消防課	○署内の警防業務の総括に関する事。 ○消防活動に関する事。 ○予防査察及び警防調査に関する事。 ○消防機械器具等の事務に関する事。 ○消防訓練の指導に関する事。 ○救急業務及び応急手当の普及啓発に関する事。

【分 署】

係 名	事 務 内 容
消防第1係 消防第2係	○消防活動に関する事。 ○予防査察及び警防調査に関する事。 ○消防訓練の指導に関する事。 ○受持区域内における消防事務に関する事。 ○救急業務及び応急手当の普及啓発に関する事。

川口市消防局・署・消防団の配置図



消防局庁舎

昭和61年12月に本市の新しい防災拠点として最新技術と設備を装備して建設されました。

庁舎の特徴として、平成24年2月に導入した「消防指令・情報支援システム」を令和6年2月に最新のシステムに全面更新しました。また、複雑大規模化する災害に対処するため、職員を養成する屋内訓練室・トレーニング室等を備えています。



(消防局庁舎)

5 F	機械室
4 F	講堂兼屋内訓練室・トレーニング室
3 F	消防長室・消防総務課・予防課・警防課・救急課 消防団本部室・（公社）川口市防火安全協会
2 F	指令課・視聴覚室兼災害対策室・消防PRコーナー
1 F	受付・北消防署管理課・消防課

庁 舎 概 要

所在地	川口市芝下2丁目1番1号
敷地面積	7,274.05㎡
建築面積	1,482.87㎡
建築延面積	5,656.48㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造5階建
工 期	昭和60年 6月着工・昭和61年 12月竣工

設 備 概 要

電気設備	受電設備6,600V・変電設備・自家発電設備150kVA×2基
消防用設備	消火器・屋内消火栓設備・自動火災報知設備・非常用放送設備・救助袋
エレベーター	750kg・11人乗（地震時管制運転装置付）
空調設備	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン・空冷ヒートポンプ式ルームエアコン
給排水装置	給水装置・高架水槽・受水槽
通信設備	指令台・指揮台・無線統制台・自動出動指定装置・地図等検索装置・支援情報表示装置 統合型位置情報通知システム・指令制御装置・非常用指令設備・長時間録音装置 署所端末装置・指令電送装置・出動車両運用管理装置・Eメール指令システム 消防救急デジタル無線装置・川口市緊急通報システムNET119・高所監視カメラ 映像通報システムLive119
気象観測装置	気温・気圧・雨量・風向・風速・相対湿度・実効湿度
その他の設備	耐震性貯水槽（40t）・広告塔

消防庁舎

所 属 別	所 在 地	竣工年月日	構 造	面 積			設 備
				敷地 (㎡)	建 (㎡)	延 (㎡)	
消 防 局	芝 下 2-1-1	S61. 12. 15	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階建	7, 274. 05	1, 482. 87	5, 656. 48	エレベーター
南消防署 車 庫 棟	西川口3-18-1	H12. 9. 29 R8. 1. 15	R C 造 地上3階建 S 造 地上2階建	3, 628. 81	903. 20 386. 37	1960. 55 507. 54	エレベーター ー
中央分署	本 町 2-4-39	S41. 11. 1	鉄筋コンクリート造 地上3階建	661. 15	538. 13	1, 610. 34	ー
青木分署	青 木 4-7-18	S55. 3. 25	鉄筋コンクリート造 地上2階建	493. 03	271. 41	464. 75	ー
南平分署	新井町17-20	H21. 9. 18	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 373. 87	760. 29	1, 555. 15	エレベーター
北消防署	消防局庁舎内						
上青木分署	上青木4-4-6	S43. 2. 13	鉄筋コンクリート造 地上3階建	349. 00	172. 11	488. 34	ー
神根分署	大字神戸34	S46. 6. 2	鉄筋コンクリート造 地上2階建	964. 22	276. 71	477. 09	ー
伊刈分署	大字伊刈46	S47. 11. 15	鉄筋コンクリート造 地上2階建	932. 00	323. 56	501. 42	ー
芝園分署	芝 園 町 3-5	S53. 3. 20	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 150. 00	313. 00	503. 20	ー
東消防署 車 庫 棟	坂下町4-3-14	R5. 3. 1 R6. 6. 28	R C 造 地下1階地上4階建 S 造 地上2階建	2, 991. 26	1006. 61 209. 80	2999. 16 313. 00	エレベーター ー
新郷分署	大字東本郷 1283-3	S44. 12. 24	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 046. 00	271. 04	449. 85	ー
安行分署	大字安行領家 968	S59. 3. 21	鉄筋コンクリート造 地上3階建	2, 013. 00	574. 90	1, 247. 87	ー
戸塚分署	戸塚3-13-16	S58. 3. 25	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 281. 09	317. 60	563. 02	ー

予 算

令和８年度の本市一般会計予算は２千５６９億７千万円です。このうち消防予算は７億２８６５万９千円で、構成比は３．１％となっています。この予算を川口市民１人当たりの負担に換算すると１万３千９円となります。

本年度の主な事業は、新郷分署改築事業のほか、老朽化した小型動力ポンプ付積載車・指令車・高規格救急自動車等を更新する消防自動車購入事業などがあります。

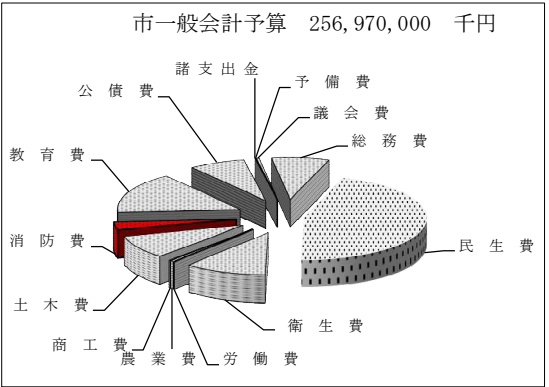
令和８年度川口市一般会計予算と消防予算

市一般会計予算（歳出）

区 分	構成比 (%)	金 額 (千円)
議 会 費	0.4	930,167
総 務 費	7.5	19,339,495
民 生 費	45.3	116,336,866
衛 生 費	10.7	27,592,239
労 働 費	0.1	281,125
農 業 費	0.4	988,343
商 工 費	0.2	500,757
土 木 費	9.0	23,107,586
消 防 費	3.1	7,928,659
教 育 費	15.8	40,683,880
公 債 費	7.4	19,080,882
諸 支 出 金	0.0	1
予 備 費	0.1	200,000
合 計	100.00	256,970,000

消防予算（歳出）

区 分 目	構成比 (%)	金 額 (千円)
常 備 消 防 費	97.1	7,698,783
非 常 備 消 防 費	2.9	229,876
合 計	100.0	7,928,659



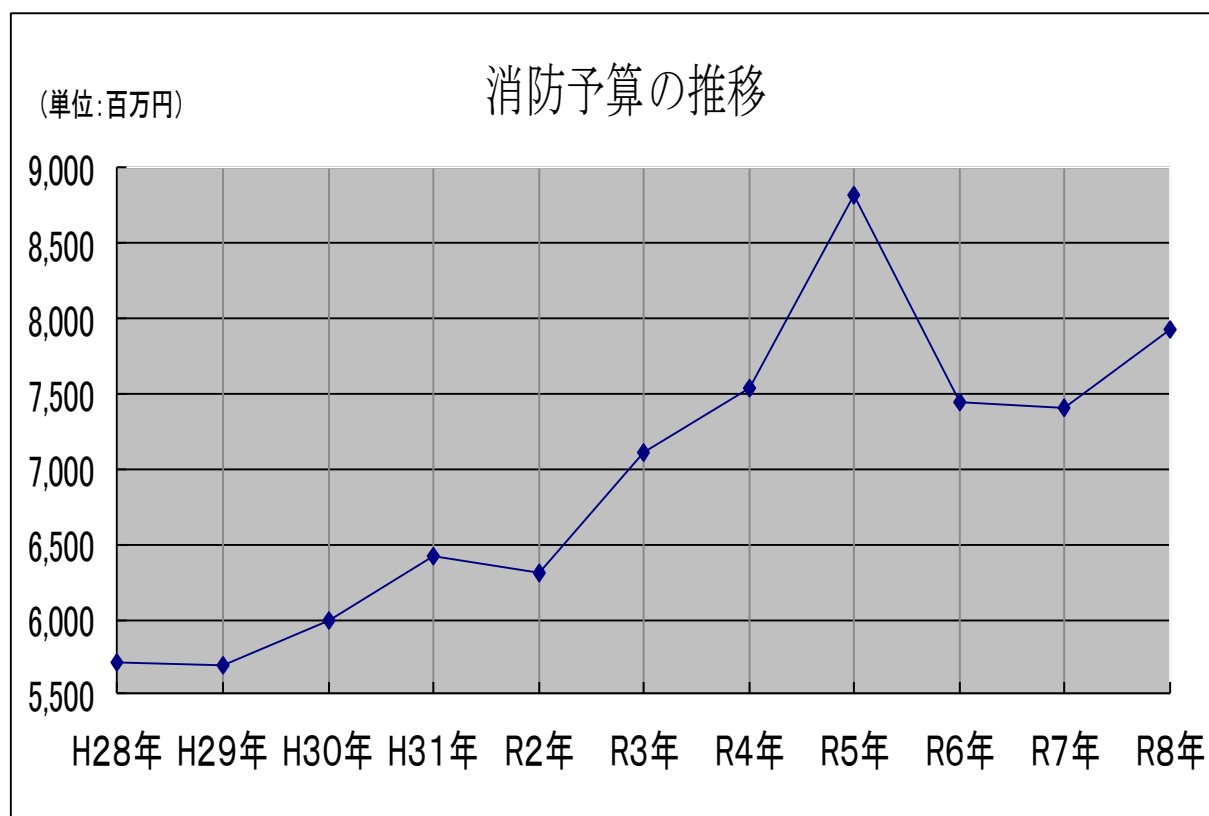
令和８年度消防費と人口の比率

令和８年４月１日現在

消 防 予 算 (千円)	人 口 (人)	世 帯 数	負 担 (円)	
			市民１人当たり	１世帯当たり
7,928,659	609,493	313,611	13,009	25,282

市予算と消防予算の推移

年度	(A) 市予算 (千円)	(B) 消防予算 (千円)	(B)/(A) %	関 係 事 項
H15	130,730,000	5,544,887	4.2	消防自動車排気ガス規制対策
H16	143,620,000	5,602,236	3.9	消防自動車排気ガス規制対策 消防情報システム整備
H17	126,200,000	5,731,600	4.5	消防自動車排気ガス規制対策
H18	122,780,000	5,692,268	4.6	消防自動車排気ガス規制対策 南消防署耐震補強工事
H19	129,040,000	6,256,393	4.8	消防自動車排気ガス規制対策 上青木分署耐震補強事業
H20	128,160,000	6,384,813	5.0	消防自動車排気ガス規制対策 南平分署建替え事業
H21	136,050,000	6,447,900	4.7	消防自動車排気ガス規制対策 南平分署建替え事業
H22	142,590,000	6,160,690	4.3	消防自動車排気ガス規制対策 はしご車のオーバーホール
H23	148,970,000	6,058,646	4.1	高機能消防指令・情報システム導入
H24	171,950,000	6,586,573	3.8	はしご付消防自動車の更新・耐震性貯水槽の設置
H25	172,730,000	6,119,277	3.5	消防救無線デジタル化事業・消防車両の更新・耐震性貯水槽の設置
H26	173,230,000	5,872,693	3.4	消防車両更新・耐震性貯水槽設置・はしご車オーバーホール
H27	176,180,000	5,695,250	3.2	消防車両更新・耐震性貯水槽設置・はしご車オーバーホール
H28	186,220,000	5,706,995	3.1	消防車両更新・耐震性貯水槽設置・はしご車オーバーホール
H29	191,620,000	5,695,349	3.0	はしご付消防自動車の更新・耐震性貯水槽の設置
H30	189,210,000	5,988,592	3.2	消防ポンプ自動車の更新・耐震性貯水槽の設置
H31	207,770,000	6,413,830	3.1	鳩ヶ谷分署改築事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R2	207,930,000	6,301,833	3.0	鳩ヶ谷分署改築事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R3	209,640,000	7,116,257	3.4	仮称東消防署建設事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R4	219,820,000	7,531,153	3.4	仮称東消防署建設事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R5	233,580,000	8,820,029	3.8	消防指令システム・無線設備等更新事業、消防自動車購入費 他
R6	255,460,000	7,448,364	2.9	南消防署機能移転事業、消防自動車購入費 他
R7	273,720,000	7,407,495	2.7	南消防署機能移転事業、消防自動車購入費 他
R8	256,970,000	7,928,659	3.1	新郷分署改築事業、消防自動車購入費 他



令和7年度職員教養・研修実施結果一覧表（その1）

研修名		研修名	
消 防 大 学 校		救 急 救 命 士	
指揮隊長コース（第30回）	1	救急救命士養成事前教育訓練（第1回）	1
査察マネジメントコース（第9回）	1	救急救命士養成事前教育訓練（第2回）	2
高度救助・特別高度救助コース（第15回）	1	救急救命士養成教育（東京第69期）	1
埼 玉 県 消 防 学 校		救急救命士養成教育（埼玉第26期）	2
初任教育（第151期）	12	特別教育訓練（指導救命士養成研修）	1
初任教育（第152期）	10	消 防 局	
救急科（第156期）	5	新規採用職員配置前研修	17
救急科（第157期）	8	機関員養成講習	17
救急科（第158期）	8	女性職員研修	71
救助科（第39期）	5	惨事ストレス対策研修	50
警防科（第21期）	5	評価者研修	50
火災調査科（第11期）	5	救助技術研修	11
初級幹部科（第53期）	4	消防隊員技術研修	14
実火災訓練教育（第25回）	2	専任機関員技術研修	20
実火災訓練教育（第26回）	2	緊急自動車交通事故防止研修	20
実火災訓練教育（第27回）	2	高度救助隊員教育研修	10
実火災訓練教育（第28回）	2	指揮活動研修	15
警防活動教育（第20回）	6	新規運用の救急救命士に対するプロトコール研修会	14
実科指導員教育（第28回）	2	指令管制研修	279
幹部特別教育（第309回）	1	三署合同研修	284

令和7年度職員教養・研修実施結果一覧表（その2）

研修名		研修名	
資格取得等研修		市役所	
中型自動車運転免許取得講習	13	自治体法務研修（基礎）	1
大型自動車運転免許取得講習	5	自治体法務研修（中級）	4
特殊小型船舶操縦士免許取得講習	4	法制執務研修	3
2級小型船舶操縦士免許取得講習	4	情報公開・個人情報保護研修会	5
潜水土（受験準備講習会）	2	人権問題講座	49
潜水土（国家試験）	4	例規システム操作研修	10
潜水技術研修	1	キャリアシフトに関する研修	10
PWCレスキュー（ドライバー・グラバー）レベル1講習	4	認知症サポーター養成講座	8
玉掛け技能講習	2	不当要求防止責任者講習会	3
小型移動式クレーン運転技能講習	2	不当要求対応実戦型研修	1
酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習	2	職員IT（アプリケーション基本操作）研修	5
主任無線従事者講習会	4	ホームページ管理システム操作研修	6
予防技術検定	20	苦情対応講座	11
危険物取扱者保安講習	2	kintoneワークショップ	3
衛生推進者養成講習	1	RPA操作研修	3
第一種衛生管理者（受験準備講習会・国家試験）	1	データ分析・超入門	2
正副安全運転管理者法定講習	7	行政職員のための実用文章講座	5
消防・救急緊急自動車運転技能者課程	3	整理力向上研修	1
消防活動用無人偵察システム飛行認定者育成研修及びスキルアップ研修	12	自己理解・他者理解研修	2
屋外広告物講習会	4	ハラスメント防止講座	121

職員配置状況

令和8年4月1日現在

		正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	事務職員	合計
消防局	消防長	1									1
	消防総務課			2	5	12	4	1		2	26
	予防課		1	1	3	14	5				24
	警防課		1	1	3	6	1				12
	救急課		1	1	3	2					7
	指令課		1	3	4	14	5	3		1	31
小計		1	4	8	18	48	15	4	0	3	101
消防署南	署長		1								1
	南署管理課		1	1	1	4	1		1		9
	南署消防課			7	6	19	10	11	6		59
	中央分署			1	4	9	5	3	6		28
	青木分署			1	4	8	6	3	5		27
	南平分署			3	4	16	9	11	6		49
小計			2	13	19	56	31	28	24		173
消防署北	署長		1								1
	北署管理課		1	1	1	3	1		1		8
	北署消防課			7	4	21	5	13	5		55
	上青木分署			1	2	11	5	4	4		27
	神根分署			1	4	10	4	4	5		28
	伊刈分署			1	2	12	2	4	5		26
	芝園分署			1	3	10	3	5	4		26
小計			2	12	16	67	20	30	24		171
消防署東	署長		1								1
	東署管理課		1	1	2	6		1			11
	東署消防課			7	6	24	10	10	2		59
	新郷分署			1	2	10	4	3	5		25
	安行分署			1	4	11	7	4	10		37
	戸塚分署			1	2	12	3	3	6		27
小計			2	11	16	63	24	21	23		160
合計		1	10	44	69	234	90	83	71	3	605

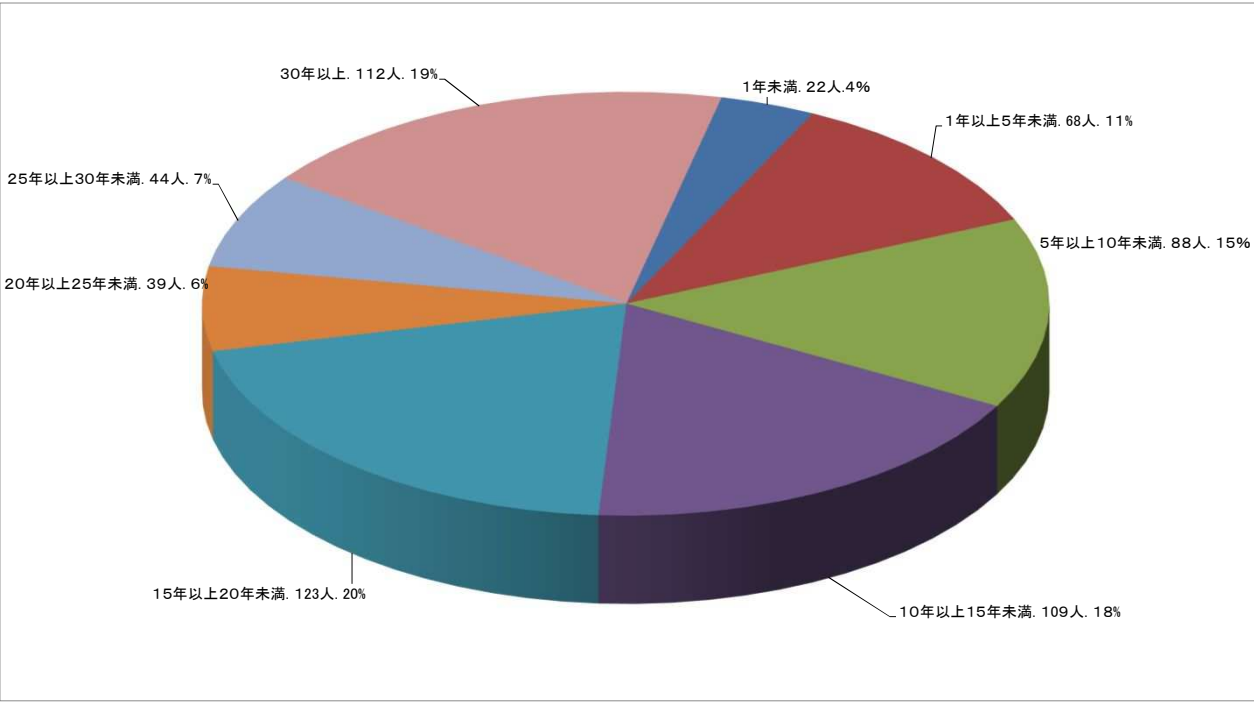
年度別職員数

	人口	定数	実数	職員1人あたりの人口
29年度	596,505	556	546	1,093
30年度	601,055	565	555	1,083
令和元年度	604,675	565	561	1,078
2年度	608,390	580	571	1,065
3年度	607,750	587	576	1,055
4年度	605,067	601	590	1,026
5年度	604,894	606	591	1,024
6年度	607,279	606	593	1,024
7年度	607,943	610	596	1,020
8年度	609,493	616	605	1,007

◎ 勤続年数別職員数

令和8年4月1日 現在
(人)

	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	事務職	人数	構成比
1 年 未 満								22		22	4%
1 年 以 上 5 年 未 満							19	49		68	11%
5 年 以 上 1 0 年 未 満						26	60		2	88	15%
1 0 年 以 上 1 5 年 未 満					62	43	4			109	18%
1 5 年 以 上 2 0 年 未 満				1	101	21				123	20%
2 0 年 以 上 2 5 年 未 満				23	16					39	6%
2 5 年 以 上 3 0 年 未 満			8	25	11					44	7%
3 0 年 以 上	1	10	36	20	44				1	112	19%
総 数	1	10	44	69	234	90	83	71	3	605	100%
平 均 (年数)	39.0	37.8	33.0	27.1	20.2	11.8	5.9	1.4	15.0	16.8	

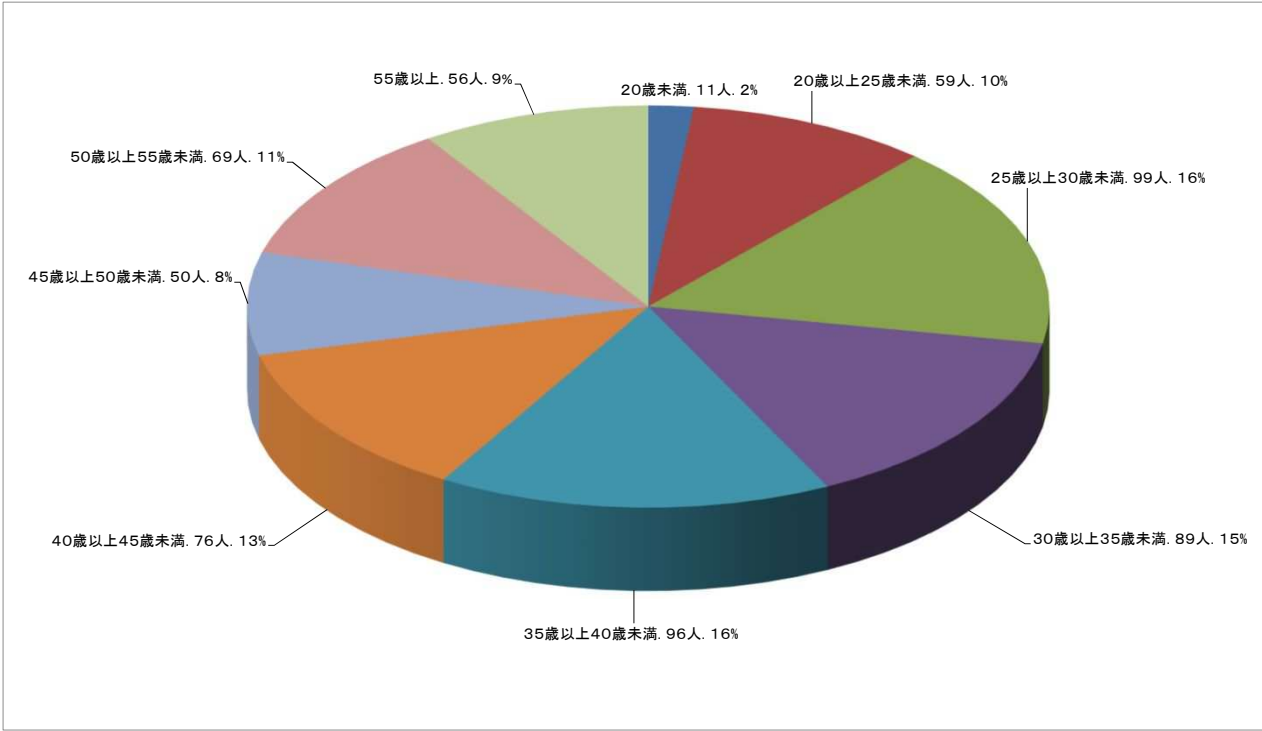


◎ 年齢別職員数

令和8年4月1日 現在

(人)

	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	事務職	人 数	構成比
2 0 歳 未 満								11		11	2%
2 0 歳 以 上 2 5 歳 未 満							17	42		59	10%
2 5 歳 以 上 3 0 歳 未 満						17	63	17	2	99	16%
3 0 歳 以 上 3 5 歳 未 満					39	46	3	1		89	15%
3 5 歳 以 上 4 0 歳 未 満					75	21				96	16%
4 0 歳 以 上 4 5 歳 未 満				11	59	6				76	13%
4 5 歳 以 上 5 0 歳 未 満			2	32	16					50	8%
5 0 歳 以 上 5 5 歳 未 満		1	25	20	22				1	69	11%
5 5 歳 以 上	1	9	17	6	23					56	9%
総 数	1	10	44	69	234	90	83	71	3	605	100%
平 均 (年 齢)	59.0	56.9	53.6	48.7	41.9	32.8	26.4	22.5	37.3	38.0	



予 防



令和7年度第27回防火ポスターコンクール(小学校低学年の部) 金賞

火災予防

住宅防火対策の推進

国の統計によると、令和 6 年中の建物火災による死者数は 1,199 人で、火災による死者の 82.6%を占めています。建物用途別にみると、住宅での死者数が 1,109 人で、建物火災による死者数の 92.5%を占めています。

また、令和 6 年中の住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが 465 人と最も多くなっています。さらに、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は 779 人で、全体の 75.6%を占めています。

当市では住宅火災による死者数の低減を図るため、火災予防条例において、新築や既存住宅に関わらず平成 20 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器の設置が義務化されました。現在は、当初の設置義務化から 10 年以上経過したため、住宅用火災警報器の交換や作動確認を促しています。

また、火元を狙いやすく、高齢者や女性でも使いやすく、一般住宅で使用しやすいように開発された住宅用消火器の設置を推奨しています。

さらに、市民へは、消防訓練など各消防行事等の機会を捉えて住宅用消火器及び住宅用火災警報器設置の認知を図るため、ポスター・リーフレット、ホームページやバス車内デジタルサイネージ広報を通じて、普及と点検の広報を行なっています。

また、防火イベントの開催を通じて市民への防火意識の啓発を行い、住宅火災の発生の低減に取り組んでいます。

防火対象物の安全確保

【消防同意】

消防同意は、防火の専門的見地から建築物の新築、増築、改築、模様替え等を行うとき、その設計の段階から積極的に介入して、建築物の火災予防上の安全性を高めることを目的としています。

建築物に対して防火に関する各種法令の規定を用いて、消防用設備等や火気使用設備等の防火上の安全性及び消防活動上の観点から、幅広く審査を行っています。

【消防用設備等の指導】

消防法令及び火災予防条例では、建物等で災害が発生した場合、いち早く建物内の人々に災害を報知して消火活動や避難を促すとともに、これらが安全、かつ、確実に行われるよう建築物の関係者等に消防用設備等の設置及び維持管理を義務づけています。

この消防用設備等の設置に関して、建築物の設計段階での事前相談や設置指導をはじめ、完成検査を行い適正な消防用設備等の設置を図るとともに、設置後に消防用設備等が適正に作動するよう点検結果報告に基づいて維持管理の指導に努めています。

【適正な防火管理業務の徹底】

消防法では、多数の者が出入りし勤務し又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者は防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用、取り扱いの監督等防火管理上必要な業務等を遂行させなければならないと定められています。

危険物事故防止対策の推進

近年、全国的に危険物施設の老朽化に伴う火災・漏洩事故の増加が懸念されています。危険物事故は社会的影響力が大きいことから、事故を未然に防ぐことを目的として、危険物施設の設置・変更申請の審査、完成検査・立入検査等の実施、危険物の貯蔵・取り扱い及び運搬に関する安全性確保の指導など危険物規制事務を行なうとともに、危険物事業所における自主保安体制の強化を促し、危険物事故防止対策に努めています。



第 48 回事業所自衛消防隊訓練発表会（令和 7 年）

危険物施設数

所 属 別 施 設 別		製 造 所 数	貯 蔵 所 数								取 扱 所 数						合 計
			屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	営 業 用 給 油 取 扱 所	自 家 給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	小 計	
南 消 防 署	消 防 課	0	5	0	3	4	0	3	1	16	3	5	1	1	3	13	29
	中 央 分 署	0	5	0	0	11	0	3	0	19	2	2	0	0	5	9	28
	青 木 分 署	0	3	0	0	6	0	1	0	10	3	1	0	0	2	6	16
	南 平 分 署	19	39	19	2	22	0	16	3	101	9	8	0	0	28	45	165
	小 計	19	52	19	5	43	0	23	4	146	17	16	1	1	38	73	238
北 消 防 署	消 防 課	0	1	0	1	5	0	8	0	15	2	0	0	0	3	5	20
	上 青 木 分 署	0	2	0	1	11	0	3	0	17	3	1	0	0	6	10	27
	神 根 分 署	0	1	0	1	11	0	8	2	23	6	6	0	0	8	20	43
	伊 刈 分 署	8	4	7	0	11	0	0	2	24	2	1	0	0	6	9	41
	芝 園 分 署	0	2	0	0	1	0	0	0	3	1	1	0	0	1	3	6
	小 計	8	10	7	3	39	0	19	4	82	14	9	0	0	24	47	137
東 消 防 署	消 防 課	0	14	0	1	10	0	1	0	26	5	0	0	1	5	11	37
	新 郷 分 署	1	25	1	0	14	0	10	1	51	4	10	2	0	9	25	77
	安 行 分 署	0	6	0	0	5	0	2	0	13	3	1	0	0	3	7	20
	戸 塚 分 署	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	4	0	0	3	10	13
	小 計	1	45	1	1	32	0	13	1	93	15	15	2	1	20	53	147
合 計		28	107	27	9	114	0	55	9	321	46	40	3	2	82	173	522

※営業用給油取扱所には、船舶用給油取扱所の0施設を含む

令和8年3月31日現在

危険物施設立入検査の状況

令和7年度中

所 属	項 目 別	立入検査実施数				立入検査結果通知書交付		
		施 設 数	休 止 施 設 数	立 入 検 査 実 施 数	実 施 率 (%)	交 付 施 設 数	交 付 率 (%)	指 摘 事 項 数
南 消 防 署	消 防 課	26	1	26	100.0	0	0.0	0
	横 曽 根 分 署	27	0	27	100.0	2	7.4	2
	南 平 分 署	147	0	147	100.0	3	2.0	4
	青 木 分 署	16	0	16	100.0	0	0.0	0
	小 計	216	1	216	100.0	5	2.3	6
北 消 防 署	消 防 課	12	0	12	100.0	0	0.0	0
	上 青 木 分 署	25	2	25	100.0	1	4.0	1
	神 根 分 署	35	0	35	100.0	7	20.0	12
	伊 刈 分 署	42	2	42	100.0	0	0.0	0
	芝 園 分 署	6	0	6	100.0	0	0.0	0
	小 計	120	4	120	100.0	8	6.7	13
東 消 防 署	消 防 課	36	0	36	100.0	2	5.6	2
	新 郷 分 署	69	2	69	100.0	1	1.4	1
	安 行 分 署	18	0	18	100.0	1	5.6	2
	戸 塚 分 署	13	0	13	100.0	0	0.0	0
	小 計	136	2	136	100.0	4	2.9	5
合 計		472	7	472	100.0	17	3.6	24

(注) 移動タンク貯蔵所を除く。

移動タンク貯蔵所立入検査結果

令和7年度中

施 設 数	検査実施数	実 施 率 (%)	指 導 件 数
49	47	95.9	1

危険物規制事務処理状況

令和7年度中

内 容	件数	内 容	件数
危険物製造所等設置許可	7	仮 貯 蔵・仮 取 扱 承 認	9
危険物製造所等変更許可	14	予 防 規 程 認 可	3
完 成 検 査 (設置)	6	危 険 物 関 係 違 反 処 理	0
完 成 検 査 (変更)	14	火 薬 類 の 許 可	4
完成検査前検査 (液体危険物タンク検査) 条例タンク検査	42	保 安 監 督 者 等 届 出	100
仮使用承認	4	危 険 物 関 係 各 種 届 出	186
		合 計	389

令和8年度危険物安全週間推進標語

「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」

建築同意事務処理状況

令和7年度中

申請 要旨	同意		不同意				総計
	小計 A [B+C]	指導無し B	指導有り C	小計 D [D≦E+F+G]			
				消防法 E	建築基準法 F	その他 G	
新築	623		623				623
増築	18		18				18
改築	3		3				3
移転							
修繕							
模様替							
用途変更	1		1				1
その他	1		1				1
合計	646		646				646

防火対象物数・立入検査実施状況

令和7年度中

対 象 物	● = 特定防火対象物	総数 (防火対象物数) (A+B+F)	地上5階 未満(地下 のみを除く) A	地上5階 以上 B	小計 (A+B)	地下のみ			立入検査
						うち地下 1階 C	うち地下 2階 D	うち地下 3階以下 E	
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	14	11	3	14	4			1
	ロ ● 公会堂又は集会場	132	129	3	132	5			25
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等	1	1		1				
	ロ ● 遊技場又はダンスホール	21	18	3	21	2			3
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	2	1	1	2				
	ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	8	8		8				
(3)項	イ ● 待合、料理店 等	1	1		1				
	ロ ● 飲食店	162	161	1	162	1			25
(4)項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	435	432	3	435	12			85
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	35	14	21	35	5			39
	ロ ● 寄宿舍、下宿又は共同住宅	7,483	6,007	1,476	7,483	231			175
(6)項	イ ● 病院、診療所又は助産所	136	116	20	136	8	1		36
	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	197	185	12	197	8			83
	ハ ● 老人デイサービス、保育所 等	238	238		238	6			79
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	46	46		46	1			12
(7)項	小、中学校、高等学校、大学、各種学校	287	277	10	287	4			17
(8)項	図書館、博物館、美術館 等	5	5		5				
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等	14	7	7	14	4			4
	ロ ● イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	7	6	1	7	1			5
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場	3	3		3		2		
(11)項	神社、寺院、教会 等	116	116		116	5			1
(12)項	イ 工場又は作業場	1,684	1,677	7	1,684	5	1		123
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	3	3		3				2
(13)項	イ 自動車庫又は駐車場	100	92	8	100	7	1		
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
(14)項	倉庫	1,165	1,155	10	1,165	6			70
(15)項	全各項に該当しない事業所	972	908	62	970	67	10	1	2
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物	1,402	1,050	352	1,402	123	11	1	458
	ロ ● イに掲げる以外の複合用途防火対象物	1,189	986	203	1,189	49	5	1	77
16の2項	● 地下街								
16の3項	● 準地下街								
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物	14	14		14	1			5
合 計		15,872	13,667	2,203	15,870	555	31	3	1,392

※ 防火対象物数は令和8年3月31日現在

乙種防火対象物防火管理者選任状況

令和8年3月31日現在

対 象 物		該当防火 対象物数	管理権原が単一の対象物			対象物数 B (B≧C+D+E)	防火管理者の選任が完全に実施されているもの				部分的に防火管理者の 選任がなされているもの		
			対象物数	防火管理者 届出済 対象物数	消防計画 届出済 対象物数		全管理権原者が 共同して1人の 防火管理者を 選任している 対象物数 C	防火管理者が2人以上 選任されているもの		対象物数 E	届出済 防火管 理者数	一部分の 消防計画 届出済 防火対象物数	
								対象物数 D	届出済 防火管 理者数				
													対象物数
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ ● 公会堂又は集会場	60	42	38									
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等 ロ ● 遊技場又はダンスホール	1	1										
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	1	1	1	1								
(3)項	イ ● 待合、料理店 等 ロ ● 飲食店	1	1	1	1								
(4)項	ロ ● 百貨店、マーケット、展示場 等	51	50	40	40	1						1	
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所 ロ ● 寄宿舎、下宿又は共同住宅	61	61	22	17								
	ロ ● 病院、診療所又は助産所	28	28	19	12								
(6)項	イ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等 ハ ● 老人デイサービス、保育所 等												
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	15	15	14	14								
(7)項	小、中学校、高等学校、大学、各種学校												
(8)項	図書館、博物館、美術館 等												
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等 ロ ● イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	2	2	1	1								
	車両の停車場、船舶・航空機の発着場												
(10)項	神社、寺院、教会 等	20	20	10	8								
(11)項	イ 工場又は作業場												
(12)項	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ イ 自動車庫又は駐車場												
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫												
(14)項	倉庫												
(15)項	全各-項に該当しない事業所	26	24	10	9	2							
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物 ロ ● イに掲げる以外の複合用途防火対象物	111	69	35	30	42	7	2	4	8	1	13	18
	● 地下街 ● 準地下街	21	15	7	3	6	1			1		2	2
16の2項													
16の3項													
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物	1	1	1	1								
合 計		399	348	203	175	51	8	2	4	9	1	16	20
													7

※ 乙種防火対象物（特定防火対象物で延べ面積300㎡未満、非特定防火対象物で延べ面積500㎡未満）で、収容人員が特定防火対象物で30人以上、非特定防火対象物で50人以上のもの。

※ (16) 項イ及び(16の2) 項の防火対象物は、(6) 項ロの用途部分を除くもの。

消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況

令和7年度中

対 象 物		訓練実施対象物数					統括防火管理			
		消火訓練		避難訓練		対象物数 高層	統括防火管理者 選任届出対象物数 高層	全体についての 消防計画届出 対象物数 高層		
		1 回 実施	2回以上 実施	1回 実施	2回以上 実施					
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ ● 公会堂又は集会場	1	4	1	4					
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等 ロ ● 遊技場又はダンスホール									
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	3	9	3	9	1	1	1		
(3)項	イ ● 待合、料理店 等 ロ ● 飲食店	1	5	1	5					
	イ ● 百貨店、マーケット、展示場 等 ロ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	19	41	21	43	2				
(4)項		52	98	49	104	3	1	2		
(5)項	イ ● 寄宿舎、下宿又は共同住宅 イ ● 病院、診療所又は助産所	6	11	5	11					
(6)項	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等 ハ ● 老人デイサービス、保育所 等					26	5	3		
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校 小、中学校、高等学校、大学、各種学校	10	24	10	24	2	1	1		
(7)項	図書館、博物館、美術館 等	45	111	46	114	3	2	2		
(8)項		71	116	60	128	2	1	1		
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等 ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	6	18	4	22					
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場					1				
(11)項	神社、寺院、教会 等									
(12)項	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ					2	1	1		
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫									
(14)項	倉庫					1	1	1		
(15)項	全各項に該当しない事業所					3				
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物 ロ イに掲げる以外の複合用途防火対象物	131	233	124	243	375	153	34		
16の2項	● 地下街					71	15	7		
16の3項	● 準地下街									
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物									
合 計		356	708	334	748	497	188	41		
						66		183		
								42		

※ 統括防火管理実施状況は、令和8年3月31日現在

※ 色付の欄は、届出義務が無いもの

防火対象物定期点検報告等の実施状況

対 象 物	該当防火対象物数 A [A≧B+C]	全ての管理権原が 点検結果報告済の防火対象物数 B				全ての管理権原が 特例認定済の防火対象物数 C				管理権原毎の 点検結果報告 件数 D		管理権原毎の 認定件数 E	
		第1号該当		第2号該当		第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当
		複 数 権 原	複 数 権 原	基 準 適 合	複 数 権 原	基 準 適 合	複 数 権 原	基 準 適 合	複 数 権 原				
(1) 項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ ● 公会堂又は集会場 ●＝特定防火対象物	5				4	3			1	1		
(2) 項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等 ロ ● 遊技場又はダンスホール ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	32	3							3	6	1	
(3) 項	イ ● 待合、料理店 等 ロ ● 飲食店	13	1			6	6				11		
(4) 項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	1											
(5) 項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	57	7	3	16	8		2	1	1	26	2	1
(6) 項	イ ● 病院、診療所又は助産所 ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等 ハ ● 老人デイサービス、保育所 等	11		4	1	4	3				6		
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	7		2	1	1	1	2	2		1	2	
(9) 項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等	4		5	1	1	1	1	1		1	1	
(16) 項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物 ● 地下街	13		1	3	3		1	1		5	1	
16の2項	合 計	3	1	7	2	1		1			2	4	
		116	84	66	45	42	3	19	9	2	1	371	14
		263	93	106	48	78	28	19	16	7	1	430	11

※ 全ての管理権原が点検報告済の防火対象物数、全ての管理権原が特例認定済の防火対象物数、管理権原毎の点検報告件数、管理権原毎の認定件数については、令和7年度中のもの

※ 該当防火対象物数については、令和8年3月31日現在

※ 第1号該当とは、特定防火対象物で収容人員が300人以上のもの

※ 第2号該当とは、法第8条第1項の防火対象物で特定一階段等のもの

1 火災の概況

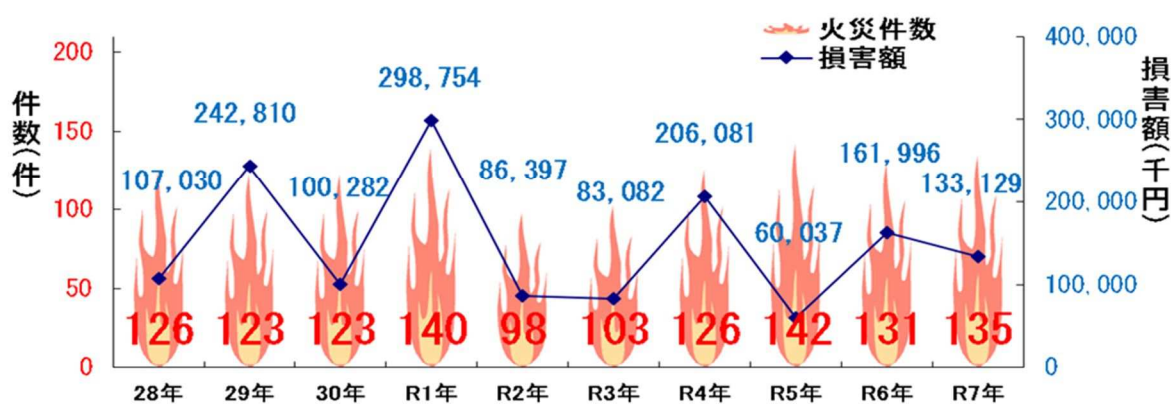
1 火災件数

市内で発生した火災件数は135件です。この件数は市内において約2.7日に1件の割合で火災が発生したことになります。

また、過去10年間の平均件数は年間125件であり、平均件数を上回ったことになります。

さらに、過去10年間の平均損害額は147,960千円であり、こちらは平均損害額を下回ったことになります。

過去10年の火災件数推移

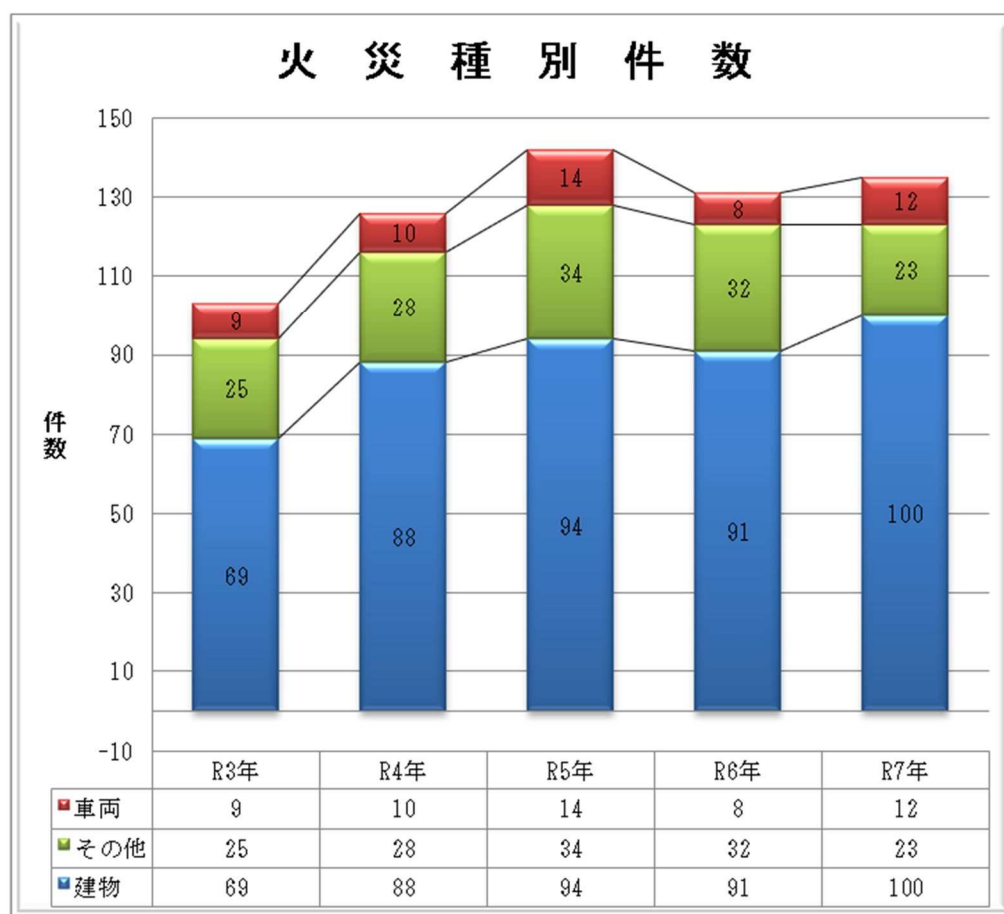


	火 災 件 数						焼損棟数(類焼含む)					り 災 世帯数 人 員	焼損面積		損 害 額 (千円)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
	合 計	建 物	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や		床面積 (㎡)	表面積 (㎡)			
R3年	103	69	9	0	0	25	100	11	6	24	59	79	1,043	83,082	4	21	
												176	371				
R4年	126	88	10	0	0	28	113	10	8	32	63	85	1,884	206,081	10	17	
												171	568				
R5年	142	94	14	0	0	34	123	12	6	31	74	106	1,544	60,037	5	21	
												200	782				
R6年	131	91	8	0	0	32	104	9	4	22	69	168	2,430	161,996	5	30	
												337	380				
R7年	135	100	12	0	0	23	130	13	4	33	80	113	2,006	133,129	4	32	
												243	669				
前年比	4	9	4	0	0	-9	26	4	0	11	11	-55	-424	-28,867	-1	2	
												-94	289				

2 火災種別

火災種別ごとにみると、建物火災が100件（74%）であり、全体の半数以上を占めています。

※その他（船舶・航空機含む）



3 焼損程度

建物火災を焼損程度別（類焼含む）にみると、全体で130棟焼損し、前年と比べ26棟増加しています。

焼損棟数を建物火災件数で除すると、建物火災1件あたり約1.3棟焼損しています。

	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
R3年	100	11	6	24	59
R4年	113	10	8	32	63
R5年	123	12	6	31	74
R6年	104	9	4	22	69
R7年	130	13	4	33	80
比較	26	4	0	11	11

2 火災による死傷者状況

1 火災による死者

火災による死者は4人で、前年と比べると1人減少しています。

また、4人の内訳は建物火災3人、車両火災1人となっています。

火災種別死者数							死者区分						死者の職業								
合 計	建物 火災	林野 火災	車両 火災	船舶 火災	航空機 火災	その他の火災	合 計	消防 吏員	消防 団員	応急消火義務者	消防 協力者	その他・自損	合 計	会社員・公務員	自営業	農業	児童・学生	乳幼児	主婦	無職	その他・不明
4	3		1				4			4			4	1						3	

年 齢 区 分										性別		死 因						
合 計	不明・ 0～5歳	6歳 ～ 20歳	21歳 ～ 30歳	31歳 ～ 40歳	41歳 ～ 50歳	51歳 ～ 60歳	61歳 ～ 70歳	71歳 ～ 80歳	81歳 以上	男	女	合 計	一 中 酸 毒・窒 化 炭 息 素	火 傷	打 撲・ 骨 折	自 殺	その他	不明
4				1			1	2		3	1	4		1		1		2

2 火災による負傷者

火災による負傷者は32人で、前年と比べると2人増加しています。

また、負傷者の多くは建物火災で発生しており、火炎、煙及び飛散物等により受傷しています。

火災種別負傷者数						年 齢 区 分										性別区分		
合 計	建物 火災	車両 火災	船舶 火災	航空機 火災	その他 の火災	合 計	不明・ 0～5歳	6歳 ～ 20歳	21歳 ～ 30歳	31歳 ～ 40歳	41歳 ～ 50歳	51歳 ～ 60歳	61歳 ～ 70歳	71歳 ～ 80歳	81歳 以上	合 計	男 性	女 性
32	30	1			1	32			6	1	4	5	7	5	4	32	19	13

受傷の原因	人 数
火災にあおられる、高温の物質に接触	12
煙を吸う	15
飛散物、擦過	1
放射熱	
その他	4
合 計	32

3 出火原因状況

出火原因別にみると、「その他・不明」を除くワースト 3 は「電気機器（リチウムイオン電池含む）」・「放火(疑い含む)」・「たばこ」であり、近年、電気機器(リチウムイオン電池含む)による火災が増加しています。

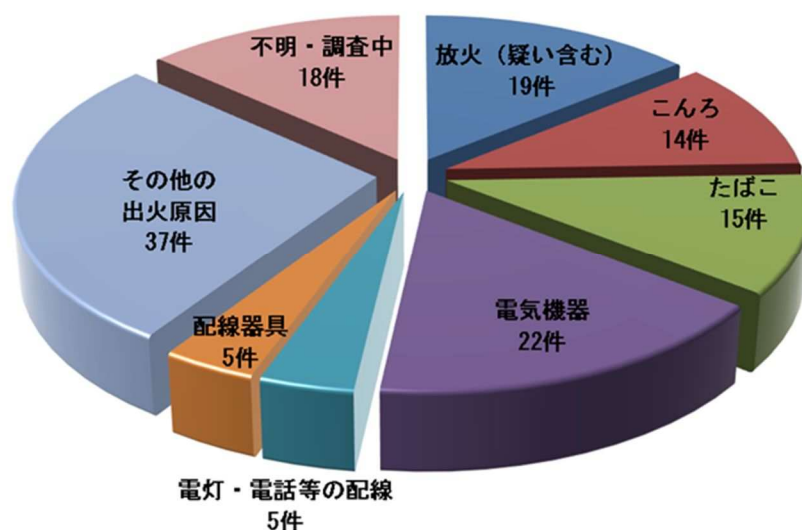
「電気機器（リチウムイオン電池含む）」・・・【16.3%】

「放火（疑い含む）」・・・・・・・・・・・・・・【14.0%】

「たばこ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【11.1%】

※合計件数に対する割合

	合計	たばこ	こんろ	放火（疑い含む）	ストーブ	電気機器	電灯・電話等の配線	配線器具	火あそび	たき火	排気管	電気装置	炉	焼却炉	溶接機・溶断機	内燃機関	マッチ・ライター	その他	不明
令和7年	135	15	14	19	2	22	5	5	3	2	1	2	0	0	0	0	0	27	18
令和6年	131	14	19	20	2	12	7	5	0	1	1	3	0	0	0	0	2	26	19
比較	4	1	-5	-1	0	10	-2	0	3	1	0	-1	0	0	0	0	-2	1	-1



消防関連制度

川口市消火器消火薬剤の詰替え等に関する制度（令和４年４月１日施行）

消火器を市内における火災の消火に使用した場合に、消火薬剤の詰替え等は無償で行うことにより、初期消火体制の推進を図り、もって延焼を防止することを目的とするものです。

対象となる消火器の使用区分は・・・・・・・・

市内における火災の消火に使用したもの（火災が発生した消防対象物の所有者、管理者及び占有者並びに火災を発生させた者及び火災の発生に直接関係がある者が所有し、管理し、又は占有する消火器は除きます。）

対象となる消火器の種別は・・・・・・・・

- ① 粉末消火器 ４型以上 20 型以下
- ② そのほか、市長が特に必要と認めるもの

※ 令和 7 年度中の実績は、5 件の事案が発生し、消火器を 5 本支給、4 本の薬剤詰替えを行い、初期消火体制の充実強化を図りました。

川口市防火防災訓練補償制度（平成 1 3 年 9 月 2 7 日改正施行）

市又は民間防災組織が行う防火防災訓練その他これらに準ずる防火防災訓練に参加した者が、当該訓練中の事故により死亡、又は障害を受けて入院をした場合において行う災害補償制度です。

補償の対象となる防火防災訓練

- ① 市が行う防火防災訓練で市内の民間防災組織が参加したもの。
- ② 民間防災組織が自主的に行う防火防災訓練で、川口市長に防火防災訓練計画届出書の提出があったもの。
- ③ ①、②に準ずる方法により実施した防火防災訓練で市内の町会・自治会または婦人会等が防火防災訓練に参加したもの。

2 0 2 6 年度全国統一防火標語

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

警

防



警 防

市民生活の安全を確保し安心を高めるために、消防部隊を効率的に運用し災害発生時に迅速な人命救助・消火活動を展開するための消火訓練や救出訓練を計画的に実施しています。

また、令和6年度から消防隊員技術研修を開始し、指揮隊及び特別消火小隊の隊員並びに埼玉県消防学校警防活動教育修了者を教官に指定し、消火戦術の習得及び活動戦術の普及を図るなど、常に消防活動の充実強化を推進しています。

消防活動を行う上で必要不可欠な消防水利については、関係部局と連携を図りながら、国が定める「消防水利の基準」に基づき消火栓の整備を計画的に進め、震災時などに消火栓が使えなくなることを考慮した、耐震性貯水槽の整備や自然水利の開発確保を計画的に進めています。

更に、消防活動を行う上で消防水利と共に不可欠な消防自動車についても、変化する消防需要に的確に対応し、大規模・複雑多様化する災害から迅速に人命を救助するための水槽付消防ポンプ自動車などの整備を積極的に推進しています。



(1) 警防活動状況

(▲減)
(▲減)

項目		出場件数			出場車両			出場部隊			出場人員			
		R6	R7	前年比 (増減数)	R6	R7	前年比 (増減数)	R6	R7	前年比 (増減数)	R6	R7	前年比 (増減数)	
火災	種別	建物	91	100	9	672	982	310	672	982	310	2,104	2,978	874
		林野			0			0			0			0
		車両	8	12	4	56	106	50	56	106	50	179	320	141
		船舶			0			0			0			0
		航空機			0			0			0			0
		その他	32	23	▲ 9	210	174	▲ 36	210	174	▲ 36	660	551	▲ 109
		小計	131	135	4	938	1,262	324	938	1,262	324	2,943	3,849	906
		応援	21	24	3	41	25	▲ 16	41	25	▲ 16	141	96	▲ 45
		合計	152	159	7	979	1,287	308	979	1,287	308	3,084	3,945	861
その他の災害	危険排除	電気	14	10	▲ 4	21	16	▲ 5	21	16	▲ 5	68	53	▲ 15
		ガス	5	9	4	8	9	1	8	9	1	26	36	10
		危険物	111	106	▲ 5	140	130	▲ 10	140	130	▲ 10	512	477	▲ 35
		その他	125	120	▲ 5	478	375	▲ 103	478	375	▲ 103	1,290	981	▲ 309
		小計	255	245	▲ 10	647	530	▲ 117	647	530	▲ 117	1,896	1,547	▲ 349
	誤認・誤報		689	701	12	965	1182	217	965	1182	217	3,325	3,663	338
	いたずら		10	9	▲ 1	12	25	13	12	25	13	43	69	26
	水災		3	4	1	3	4	1	3	4	1	12	14	2
	救急支援		1,283	1,253	▲ 30	1,312	1,269	▲ 43	1,312	1,269	▲ 43	4,923	4,785	▲ 138
	その他		266	317	51	454	505	51	454	505	51	1,529	1,748	219
	小計		2,506	2,529	23	3,393	3,515	122	3,393	3,515	122	11,728	11,826	98
	応援		54	55	1	131	125	▲ 6	131	125	▲ 6	462	427	▲ 35
	合計		2,560	2,829	269	3,524	3,640	116	3,524	3,640	116	12,190	12,253	63

(2) 消防水利状況

(令和8年4月1日現在)

種別			所 属	南消防署					北消防署					東消防署					総 合 計
				消 防 課	中 央 分 署	青 木 分 署	南 平 分 署	小 計	消 防 課	上 青 木 分 署	神 根 分 署	伊 刈 分 署	芝 園 分 署	小 計	消 防 課	新 郷 分 署	安 行 分 署	戸 塚 分 署	
防火水槽	公設	100㎡以上	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	25 (25)
		60㎡～100㎡未満	6 (5)	17 (7)	6 (6)	12 (12)	41 (30)	3 (3)	10 (10)	5 (5)	3 (3)	2 (2)	23 (23)	3 (3)	5 (5)	4 (4)	16 (16)	28 (28)	92 (81)
		40㎡～60㎡未満	26 (4)	30 (4)	10 (2)	15 (8)	81 (18)	4 (4)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	2 (2)	12 (10)	29 (1)	5 (4)	4 (2)	6 (5)	44 (12)	137 (40)
		20㎡～40㎡未満	29 (0)	14 (0)	29 (0)	39 (2)	111 (2)	43 (0)	49 (2)	97 (5)	32 (2)	31 (1)	252 (10)	15 (0)	86 (3)	112 (4)	89 (9)	302 (16)	665 (28)
		20㎡未満	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	7 (0)	17 (0)
		小計	65 (11)	63 (12)	46 (9)	66 (22)	240 (54)	51 (7)	61 (13)	111 (12)	38 (8)	35 (5)	296 (45)	71 (23)	97 (12)	120 (10)	112 (30)	400 (75)	936 (174)
		100㎡以上	7	5	0	4	16	0	4	4	0	1	9	8	0	0	1	9	34
	私設	60㎡～100㎡未満	7	10	2	8	27	1	8	10	1	1	21	6	1	0	1	8	56
		40㎡～60㎡未満	36	60	24	45	165	6	14	28	5	8	61	68	14	11	20	113	339
		20㎡～40㎡未満	178	187	151	129	645	72	56	52	44	28	252	14	90	49	212	365	1262
		20㎡未満	4	4	3	3	14	2	3	2	1	0	8	0	3	0	1	4	26
		小計	232	266	180	189	867	81	85	96	51	38	351	96	108	60	235	499	1717
消火栓		公設	地上式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地下式		451	323	347	808	1929	415	535	680	377	263	2270	721	740	553	895	2909	7108
	小計		451	323	347	808	1929	415	535	680	377	263	2270	721	740	553	895	2909	7108
	私設	地上式	0	0	0	42	42	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	44
		地下式	0	0	1	0	1	0	0	4	0	0	4	4	0	2	1	7	12
		小計	0	0	1	42	43	0	0	4	0	0	4	6	0	2	1	9	56
		その他	プール	6	6	6	13	31	4	7	9	4	4	28	9	6	6	9	30
池	0		0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	
その他	3		0	2	3	8	0	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	11	
小計	9		6	9	17	41	4	8	9	6	4	31	9	7	6	9	31	103	
総合計			757	658	583	1122	3120	551	689	900	472	340	2952	903	952	741	1252	3848	9920

※防火水槽欄中()内は、耐震性貯水槽を示す。

救 助

1 救助隊の編成状況

本市の救助業務は、昭和 42 年 8 月に 24m 級はしご車を配備し、救助隊として発足したことから始まり、社会情勢の急激な発展に伴う災害の複雑多様化に対応するため、昭和 47 年 4 月に特別救助隊を発足しました。その後、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）の施行に伴い、順次救助隊を配備して現在の体制の基礎を整備しました。更に、地震等の大規模災害や通常の消防力では対応が困難な災害に備え、平成 26 年 4 月 1 日に高度救助隊、令和 2 年 4 月 1 日に特別高度救助隊を発足しました。

現在は、救助工作車 3 台、はしご車 2 台、屈折はしご車 1 台、特殊災害対応自動車 1 台、コンテナ式多用途資機材搬送車 1 台、クレーン付き資機材搬送車 1 台、支援車 1 台、消防ポンプ自動車 2 台を、特別高度救助隊 1 隊、高度救助隊 1 隊、特別救助隊 1 隊及び救助隊 3 隊の総勢 66 名で運用しています。

～ 川口市消防局屋外訓練場を使用した訓練 ～



2 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ平成 7 年 6 月に創設されました。国内において大規模災害や特殊災害等が発生した際、消防庁長官による出動の求め又は指示に基づき、災害発生地域や災害種別に応じ緊急消防援助隊が編成され出動します。

埼玉県における緊急消防援助隊の登録隊数は、294 隊（令和 8 年 4 月 1 日現在）であり、このうち本市の登録状況は、県大隊指揮隊 1 隊、救助小隊 1 隊、救急小隊 6 隊、消火小隊 6 隊、後方支援小隊 3 隊、特殊災害小隊 3 隊及び特殊装備小隊 1 隊の計 21 隊 81 名（重複登録 3 隊、計 18 隊 70 名）を登録しています。

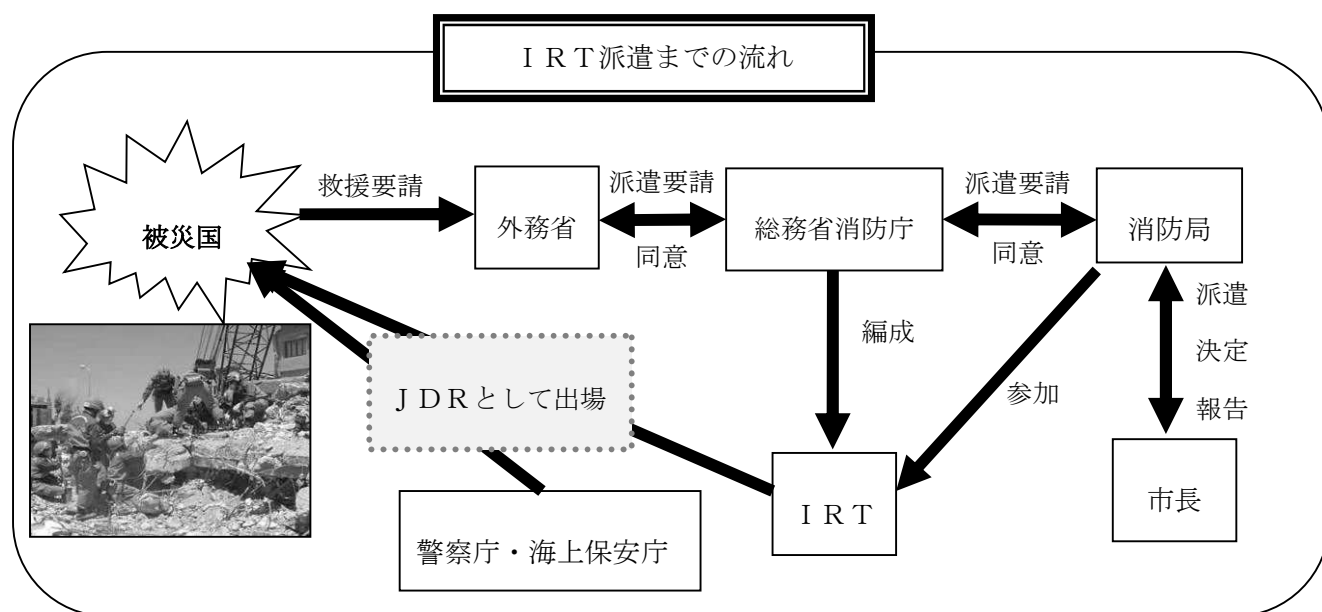
【本市緊急消防援助隊の活動実績】

平成 16 年 7 月 13 日	新潟県・福島豪雨災害	(新潟県三条市へ派遣)
平成 16 年 10 月 23 日	新潟県中越地震災害	(新潟県小千谷市へ派遣)
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震災害	(岩手県陸前高田市へ派遣)
平成 23 年 3 月 26 日	東北地方太平洋沖地震災害	(福島県本宮市へ派遣)
平成 27 年 9 月 10 日	関東・東北豪雨災害	(茨城県常総市へ派遣)
令和 7 年 2 月 28 日	大船渡市山林火災	(岩手県大船渡市へ派遣)

3 国際消防救助隊（I R T－J F：International Rescue Team of Japan Fire-Service）

昭和 60 年にコロンビアのネバド・デル・ルイス火山が噴火する災害が発生し多くの尊い命が失われました。その経験を基に、自治省消防庁（現在の総務省消防庁）において、国外で大規模災害が発生した際に消防本部から救助隊を派遣する制度について検討された結果、国内各自治体の高度な救助技術を持つ救助隊を迅速に被災地へ派遣し救助活動にあたらせる「国際消防救助隊（I R T）」が昭和 61 年 4 月に発足しました。I R T は、国際緊急援助隊（J D R）救助チームの一員として被災地に派遣され、被災者の捜索・救助活動を行います。

令和 8 年 4 月 1 日現在、本市から 6 名の救助隊員が I R T に登録されています。また、過去の活動実績は、平成 11 年 9 月に台湾で発生した地震災害や、平成 15 年 5 月にアルジェリア民主人民共和国で発生した地震災害において倒壊建物から救出活動を展開するなど、国際貢献の一役を担っております。



4-1 救助出場件数及び救助人員（昨年との比較）

年次 災害種別		令和7年中		令和6年中	
		救助出場件数	救助人員	救助出場件数	救助人員
火災	建物	13	4	13	5
	以外	1	1	0	0
交通		18	12	29	23
水難		16	14	21	11
風水害		0	0	0	0
機械		8	5	1	2
建物		255	138	277	151
ガス		4	2	0	0
破裂		0	0	0	0
その他		94	12	80	9
合計		409	188	421	201

4-2 救助出場件数（受持区域別）

【令和7年中】

所属 種別	南消防署	中央	青木	南平	北消防署	上青木	神根	伊刈	芝園	東消防署	新郷	安行	戸塚	合計
火災	0	0	0	6	0	2	1	0	0	0	3	0	2	14
交通	0	1	0	1	1	0	3	0	1	3	5	1	2	18
水難	7	0	0	1	0	0	0	1	1	6	1	1	0	18
風水害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	4	0	0	8
建物	26	19	27	21	22	13	17	12	25	26	15	11	20	254
ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	4
破裂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	9	5	11	6	10	11	8	7	4	5	6	2	9	93
合計	42	26	38	37	33	26	29	20	32	42	34	15	35	409

4-3 救助出場件数（月別）

【令和7年中】

月別	災害種別									合計
	火災	交通事故	水難	風水害	機械事故	建物事故	ガス	破裂	その他	
1月	0	2	1	0	0	33	1	0	9	46
2月	3	3	0	0	0	22	0	0	10	38
3月	3	4	0	0	1	25	1	0	8	42
4月	0	3	2	0	0	15	1	0	5	26
5月	0	0	1	0	0	17	0	0	7	25
6月	3	0	3	0	0	16	0	0	6	28
7月	2	0	2	0	1	20	0	0	12	37
8月	0	1	1	0	1	16	0	0	10	29
9月	1	0	0	0	1	22	0	0	8	32
10月	0	0	0	0	0	29	1	0	9	39
11月	2	3	3	0	1	13	0	0	3	25
12月	0	2	3	0	3	27	0	0	7	42
合計	14	18	16	0	8	255	4	0	94	409

5－1 各高速道路の受け持ち区域

【首都高速道路】・・・川口JCT～加賀IC（12.4km）※付帯施設（川口PA）

【東北自動車道】・・・川口JCT～浦和IC（4.9km）

【東京外環自動車道】・・・美女木JCT～草加IC（13.9km）

（首都高・東北道は、昭和62年9月9日から。外環自動車道は、平成4年11月27日から）

5－2 高速道路上の救助出場状況

年 別	出 場 件 数			計	救 助 人 員			計
	首都高	東北道	外環道		首都高	東北道	外環道	
令和7年中	0	0	3	3	0	0	3	3
令和6年中	2	1	2	5	2	1	2	5
令和5年中	0	1	3	4	0	0	3	3
令和4年中	2	2	1	5	1	3	1	5



装 備

1 車両配備状況

令和7年度は、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付積載車2台、高規格救急自動車2台、はしご付消防自動車1台、消防団車両3台、計9台を更新しました。



2 主要機械器具の配置

多種多様化する各種災害において、確実・迅速な消防活動の展開を可能にするため、常に主要機械器具を配置・更新しています。

令和8年4月1日現在

所属別 車両種別	局	南 消 防 署					北 消 防 署					東 消 防 署					小 計	消 防 団											小 計	合 計	
		管 理 課	消 防 課	分 署			管 理 課	消 防 課	分 署			管 理 課	消 防 課	分 署				支 団													
				中 央	青 木	南 平			上 青 木	神 根	伊 刈			芝 園	新 郷	安 行		戸 塚	第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	第 九	第 十			第 十 一
消防ポンプ自動車			1	1	1	1		1	1	1	1	1		2	1	1	1	14	2	2	3	2	1	2	4	2	3	2	3	26	40
			(1)					(1)				(1)				(1)	(1)	(5)													5
化学消防ポンプ自動車						1		1										2													2
小型動力ポンプ付積載車			1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	13				1	1					1		3	16
高規格救急自動車			1	1	1	2		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	16													16
			(1)					(2)								(1)	(1)	(5)													5
はしご付消防自動車			1					1						1				3													3
救助工作車			1					1						1				3													3
資機材搬送車	1		1															2													2
特殊災害対応車														1				1													1
指令車	1																	1													1
指揮車	1		1					1						1				4													4
支援車			1			1												2													2
火災調査車	1																	1													1
危険物パトロール車	1																	1													1
一般車両	12	2	2	1		1				1	1	1	2	1	1	2	0	27													27
合 計	17	2	12	4	3	7	0	10	3	4	4	5	3	9	4	8	5	100	2	2	3	3	2	2	4	2	3	3	3	29	129

()内は非常用の車両台数

令和8年4月1日現在

器 具 種 別		所 属 別	合 計	局	南 消 防 署			北 消 防 署				東 消 防 署					
					消 防 課	分 署			消 防 課	分 署				消 防 課	分 署		
						中 央	青 木	南 平		上 青 木	神 根	伊 刈	芝 園		新 郷	安 行	戸 塚
消火用器具	小型動力ポンプ	26		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	ホース（呼称６５）	1420		145	110	85	160	135	75	75	90	110	75	95	145	120	
	ホース（呼称５０）	660		50	50	50	56	50	50	50	50	55	50	50	49		
	ホース（呼称４０）	211		20	15	14	20	25	13	13	13	13	20	15	15	15	
	特殊ノズル（ガンタイプノズル）	51		8	2	2	4	9	2	2	2	4	7	2	4	3	
	発泡器具（泡ノズルアタッチメント）	4					2	2									
	発泡器具（低反動泡ノズル）	4					2	2									
	ラインプロポーションナー	3					1	2									
一般救助用器具	かぎ付きはしご	30		7	1	1	2	4	1	1	1	2	3	2	3	2	
	二連はしご	2										1			1		
	三連はしご	31	3	8	1	1	2	4	1	1	1	1	3	2	1	2	
	ワイヤーはしご	5		3				1					1				
	空気式救助マット	4		2				1					1				
	救命索発射銃（装置）	5		2				1					2				
	平担架	7		3				2					2				
	バスケットストレッチャー	11		4			1	3					3				
	サバイバースリング	11	1	5			1	3					1				
	簡易縛帯	27		5	1	1	1	6	1	1	1	1	6	1	1	1	
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	10		4				3					3				
	油圧スプレッダー	3		1				1					1				
	可搬ウインチ	10		4				3					3				
	マンホール救助器具	3		1				1					1				
	マット型空気ジャッキ	6		1				3					2				
	救助用支柱器具	5		2				1					2				
	チェーンブロック	3		1				1					1				
切断用器具	油圧切断機	3		1				1					1				
	エンジンカッター	20		3	1		2	1				1	9	1	1	1	
	チェーンソー	15		9				2					3		1		
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	3		1				1					1				
	ガス溶断器	3		1				1					1				
	空気鋸	7		4				2					1				
	空気切断機	3		1				1					1				
	鉄線カッター	2		1									1				
破壊用器具	ハンマー	4		2				1					1				
	携帯用コンクリート破壊器具	5		3				1					1				
	削岩機	7		3				2					2				
	ハンマードリル	12		4				4					4				

令和8年4月1日現在

所 属 別 器 具 種 別		合 計	局	南 消 防 署			北 消 防 署				東 消 防 署					
				消 防 課	分 署		消 防 課	分 署			消 防 課	分 署				
					中 央	青 木		南 平	上 青 木	神 根		伊 刈	芝 園	新 郷	安 行	戸 塚
検知・測定用器具	有毒ガス測定器	27	5	4	1	1	2	3	1	1	1	1	4	1	1	1
	放射線測定器	33	3	10			1	4		1	1	1	9	1	1	1
	個人線量計	149	3	51			8	30		8	5	5	18	8	8	5
	生物剤検知器	5		2				0					3			
	化学剤検知器	4		2				0					2			
呼吸保護用器具	空気呼吸器	147	31	16	6	6	10	15	6	7	6	6	20	6	6	6
	酸素呼吸器	6		3				3					0			
	送排風機	7		2				2					3			
隊員保護用器具	耐電衣	6		2				2					2			
	耐電手袋	23	3	7				6					7			
	活線接近警報器	28		15				3					10			
	携帯警報器	58	4	19				10					20		5	
	防毒マスク	20		10				5					5			
	化学防護服	22		7				7					8			
	陽圧式化学防護服	20		7				5					8			
	耐熱服	12		2			3	5					2			
	放射線防護服	25		6			2	2		2	2	2	3	2	2	2
	フルボディーハーネス	44	10	14				8					12			
地震警報器	2		1									1				
検索用器具	簡易画像探索機	3		1				1					1			
	画像探索機	2		1									1			
	地中音響探知機	2		1									1			
	熱画像直視装置	12		3			2	1	1	1			1	1	1	1
	夜間用暗視装置	4		1			1	1					1			
	電磁波探査装置	2											2			
	二酸化炭素探査装置	1											1			
	水中探査装置	1											1			
除染用器具	除染シャワー	4		1				1					2			
	中和剤散布器	6		1				0					5			
水難救助用器具	潜水器具	15					15									
	流水救助器具	10		5				0					5			
	レスキューボード	3		1				1					1			
	救命ボート	9		3	1		1	1				1	1			1
	船外機	6		2	1		1	1					1			
	水上バイク	1		1												
	ジェットサーフ	1					1									
その他の器具	移動投光器	48	3	6	2	2	3	9	2	2	2	2	6	2	4	3
	空気ボンベ	454		74	22	27	31	56	25	22	22	22	77	28	22	26
	潜水器具用空気ボンベ	41					41									
	車両移動器具	9		1	1	1	1	1				1	1	1	1	
	緩降機	7		3				2					2			
	エアーテント	5		3				1					1			

救 急



1. 救急業務の概要

昭和 34 年 5 月、救急車 1 台を配備し救急業務がスタートしました。そして平成 3 年にプレホスピタル・ケアの充実や救命効果の向上を図るために救急救命士制度の制定及び「救急隊員の行う応急手当等の基準」の改正に基づき、救急救命士の養成や高規格救急自動車等を計画的に整備しました。

平成 6 年 5 月、市立医療センターに救命救急センターが整備されたことにより、重症傷病者の医療が確保されました。また、救急救命士の病院研修が可能となり、救急隊員のより一層の資質の向上が図れるようになりました。

平成 16 年 7 月から一般市民による AED（自動体外式除細動器）の使用が認められ、同年救急救命士法施行規則の一部改正により、気管内チューブによる気道確保及び平成 17 年 3 月の改正で薬剤投与（アドレナリン）を実施できるようになりました。

平成 22 年 12 月には、傷病者の迅速かつ適切な受入れの実施を図るため、埼玉県において「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」が策定され、救急医療体制の強化が図られました。

平成 25 年 2 月よりビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気道確保が可能となりました。

平成 26 年 3 月、全救急隊にタブレット型端末を導入し、救急医療情報をリアルタイムで検索することで、対応可能な医療機関を効率よく且つ迅速に選定できるようになり、同年 4 月には、救急救命士法施行規則の一部改正により「救急救命士の心肺機能停止前重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施」の 2 行為が追加され、更なる社会復帰率の向上が期待されています。

令和 5 年 4 月、市立医療センターに「救急ワークステーション」を設立しました。

「救急ワークステーション」での研修体制が、従来の「個人」ではなく、「救急隊（部隊）」での派遣となり、救急隊員の「質の維持と向上」が実現することに加え、救急要請内容に応じて、医師と実習中の救急隊が市立医療センターから直接出場することで、より高度な病院前救護を早期に提供することが可能となりました。

令和 6 年 4 月、増加する救急需要に対応するため、平日日中帯の出場に特化した「日勤救急隊」の運用を開始しました。「日勤救急隊」の運用により、年間を通して救急需要が多い時間帯の出場体制が強化されるとともに、24 時間勤務が困難な職員も、救急隊として勤務にあたる事が出来るため、職員の働き方の選択肢が広がりました。

令和 7 年 4 月、「安行第 2 救急隊」を増隊し、さらなる救急需要に対応する体制を整備しました。

2 救急隊現有状況

		業務開始年月日	高規格配置年月日	備 考
南消防署	川口南救急隊	昭和43年4月27日	平成6年3月28日	横曽根分署から名称変更 (R8. 4. 1)
	中央救急隊	平成23年10月11日	平成23年10月11日	南署消防課から名称変更 (R8. 4. 1)
	青木救急隊	昭和44年4月10日	平成7年7月28日	
	南平第1救急隊	昭和46年8月1日	平成7年3月6日	
	南平第2救急隊	令和2年4月1日	令和2年4月1日	新規に増隊 (R2. 4)
北消防署	川口北救急隊	昭和46年8月1日	平成5年3月31日	
	上青木救急隊	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
	神根救急隊	昭和46年8月1日	平成8年3月21日	
	伊刈救急隊	平成15年4月1日	平成15年4月1日	
	芝園救急隊	平成30年4月1日	平成30年4月1日	
東消防署	川口東救急隊	昭和40年2月1日	平成8年2月1日	鳩ヶ谷分署から名称変更 (R5. 4. 1)
	日勤救急隊	令和6年4月1日	令和6年4月1日	R6. 4から新規運用開始
	新郷救急隊	昭和46年8月1日	平成10年12月4日	
	安行第1救急隊	昭和59年4月1日	平成10年12月17日	
	安行第2救急隊	令和7年4月1日	令和7年4月1日	新規に増隊 (R7. 4)
	戸塚救急隊	昭和58年4月1日	平成10年12月28日	

3 救急活動状況 (令和7年中)

人口 609, 493人
(令和8年4月1日現在)

面積 61. 95km²

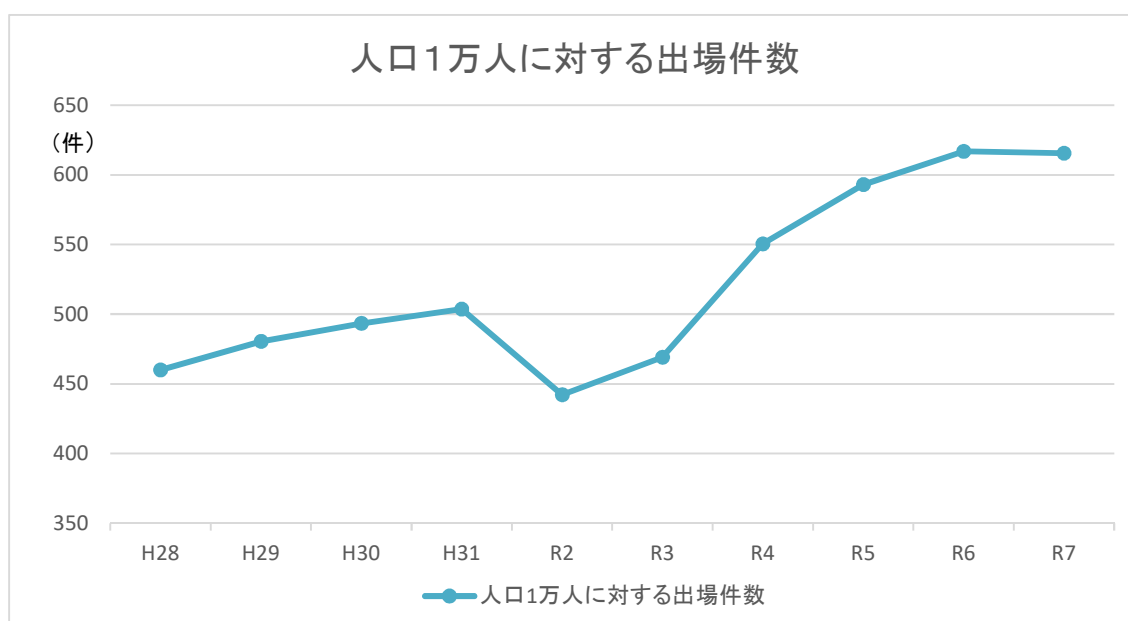
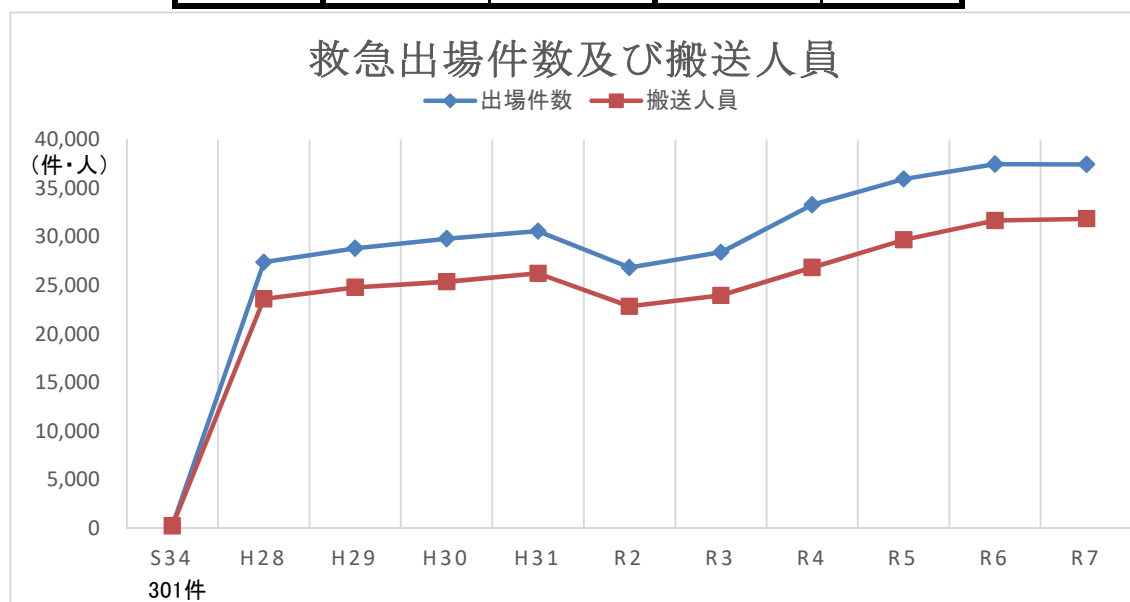
- 救急出場件数
37, 458件 (前年比 13件減)
1日平均・・・103件 (14. 0分に1件出場)
- 救急搬送人員
31, 856人 (前年比 186人増)
1日平均・・・87人 (16. 4分に1人を搬送)

○ 救急出場 最多件数 月……………1月 (3, 654件) 曜 日…………月曜日 (5, 586件) 時間帯…………午前10時～午前12時 (4, 461件) 1日当たり・・・165件 (1月7日))	○ 救急出場 最少件数 月……………5月 (2, 787件) 曜 日…………土曜日 (5, 229件) 時間帯…………午前2時～午前4時 (1, 536件) 1日当たり・・・69件 (12月6日)
---	--

- 救急隊数……………16隊
 - 救急救命士数……………168人
(登録者数)
 - 救急車台数……………21台
- (令和8年4月1日現在)

4 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分	出場件数		搬送人員	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成28年	27,393	1,654	23,625	1,527
平成29年	28,835	1,442	24,782	1,157
平成30年	29,803	968	25,385	603
平成31年	30,583	780	26,225	840
令和2年	26,854	-3,729	22,846	-3,379
令和3年	28,407	1,553	23,980	1,134
令和4年	33,289	4,882	26,838	2,858
令和5年	35,964	2,675	29,688	2,850
令和6年	37,471	1,507	31,670	1,982
令和7年	37,458	-13	31,856	186



5 事故種別出場件数及び搬送人員

事故種別	出場件数			搬送人員		
	令和6年中	令和7年中	対前年比	令和6年中	令和7年中	対前年比
急 病	26,047	25,976	-71	21,940	21,988	48
交通事故	2,124	2,035	-89	1,828	1,763	-65
一般負傷	5,769	5,827	58	4,909	5,039	130
加 害	218	198	-20	118	117	-1
自損行為	299	321	22	193	222	29
労働災害	255	292	37	240	282	42
運動競技	114	88	-26	111	84	-27
火 災	118	150	32	17	29	12
水 難	23	17	-6	3	11	8
自然災害	3	0	-3	3	0	-3
転院搬送	2,312	2,331	19	2,308	2,321	13
その他	189	223	34	0	0	0
合 計	37,471	37,458	-13	31,670	31,856	186



6 事故種別月別出場件数及び搬送人員

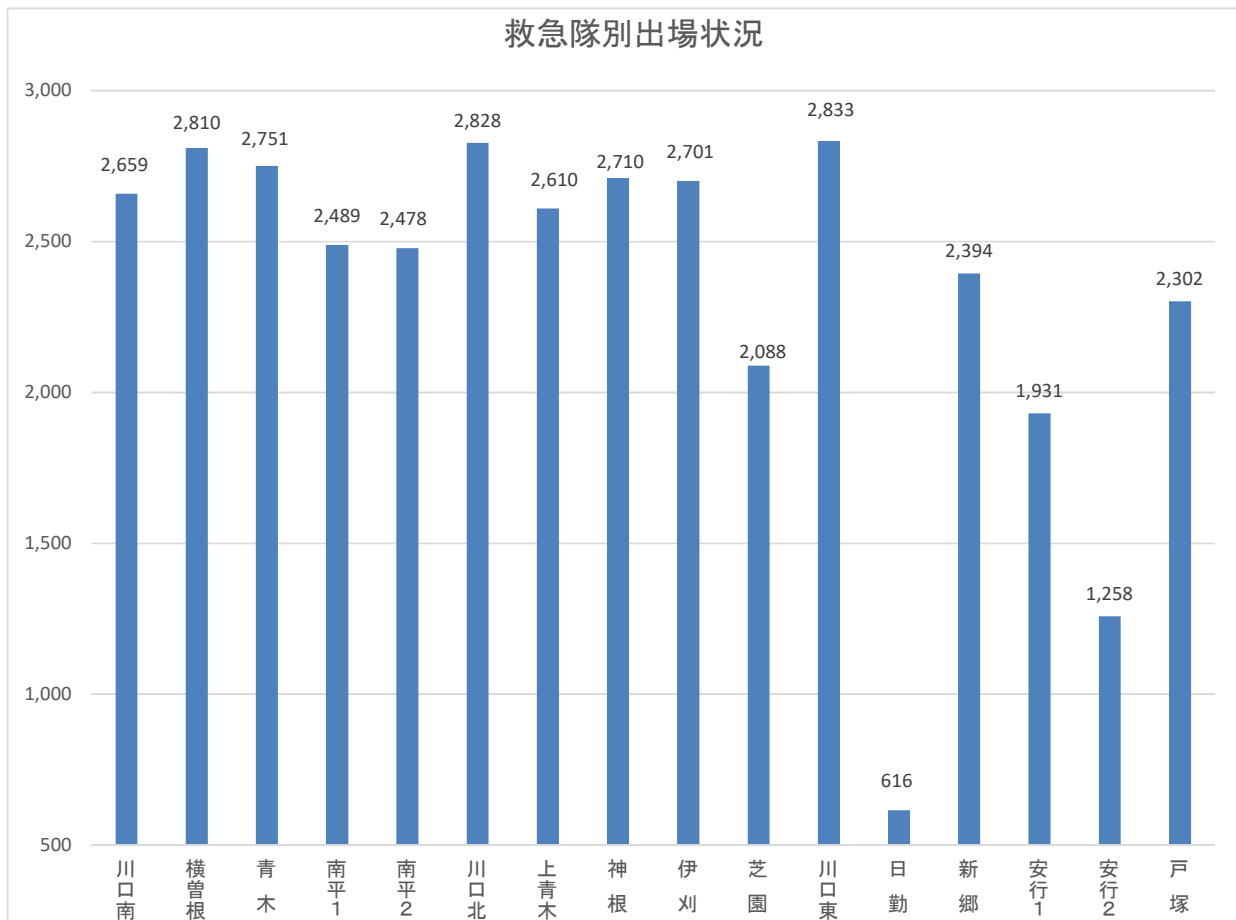
区分 月別	急 病		交通事故		一般負傷		その他		うち転院搬送		合 計	
	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員
1 月	2,618	2,148	161	139	558	455	317	274	229	228	3,654	3,016
2 月	2,017	1,717	163	146	507	423	280	237	184	183	2,967	2,523
3 月	2,157	1,805	136	119	506	431	329	287	231	229	3,128	2,642
4 月	1,894	1,608	175	143	432	370	297	247	182	181	2,798	2,368
5 月	1,914	1,619	142	118	466	407	265	225	164	164	2,787	2,369
6 月	2,054	1,724	152	135	440	383	265	233	154	153	2,911	2,475
7 月	2,463	2,089	185	163	436	375	311	262	181	180	3,395	2,889
8 月	2,334	1,968	167	142	439	386	319	270	198	198	3,259	2,766
9 月	2,130	1,812	171	153	449	394	300	252	198	195	3,050	2,611
10 月	2,078	1,757	190	162	516	451	297	248	191	191	3,081	2,618
11 月	2,173	1,901	198	173	490	440	306	260	201	201	3,167	2,774
12 月	2,144	1,840	195	170	588	524	334	271	218	218	3,261	2,805
合 計	25,976	21,988	2,035	1,763	5,827	5,039	3,620	3,066	2,331	2,321	37,458	31,856

7 事故種別曜日別出場件数及び搬送人員

区分 月別	急 病		交通事故		一般負傷		その他		うち転院搬送		合 計	
	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員
月曜日	3,812	3,250	314	286	854	755	606	526	417	416	5,586	4,817
火曜日	3,657	3,135	295	267	755	657	577	507	401	396	5,284	4,566
水曜日	3,779	3,245	327	291	858	737	526	458	352	351	5,490	4,731
木曜日	3,643	3,105	300	241	808	695	574	480	383	382	5,325	4,521
金曜日	3,629	3,056	309	266	806	690	570	491	400	398	5,314	4,503
土曜日	3,617	3,005	288	238	864	753	460	374	265	265	5,229	4,370
日曜日	3,839	3,192	202	174	882	752	307	230	113	113	5,230	4,348
合 計	25,976	21,988	2,035	1,763	5,827	5,039	3,620	3,066	2,331	2,321	37,458	31,856

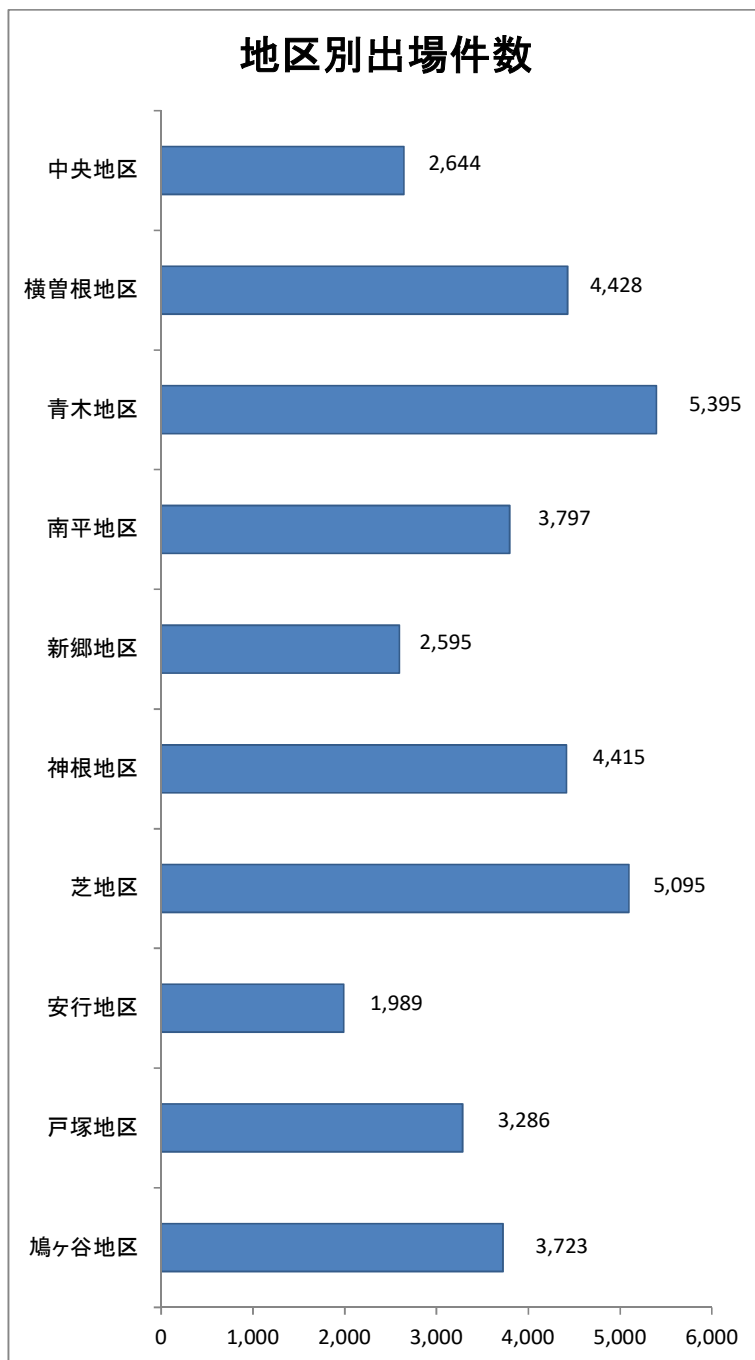
8 救急隊別・月別出場件数

月別 隊別	合 計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
川口南	2,659	255	229	230	181	194	206	240	230	220	200	226	248
横曽根	2,810	274	210	238	204	214	211	258	232	237	244	226	262
青 木	2,751	248	217	247	213	217	210	244	240	228	221	239	227
南平1	2,489	274	211	180	187	170	198	235	222	208	200	190	214
南平2	2,478	232	199	214	193	191	200	227	217	179	199	216	211
川口北	2,828	295	230	216	210	220	210	227	243	237	240	245	255
上青木	2,610	250	213	228	181	201	208	234	230	212	193	225	235
神 根	2,710	262	203	260	194	207	216	247	219	218	211	229	244
伊 刈	2,701	284	226	236	211	208	185	241	237	209	233	221	210
芝 園	2,088	210	169	189	158	143	155	193	189	153	166	183	180
川口東	2,833	292	237	250	217	191	231	249	250	226	245	210	235
日 勤	616	56	51	59	52	44	48	55	49	54	57	46	45
新 郷	2,394	262	201	211	192	177	164	218	211	197	195	201	165
安行1	1,931	236	183	168	109	121	152	174	163	137	139	175	174
安行2	1,258				118	115	133	167	131	139	142	158	155
戸 塚	2,302	224	188	202	178	174	184	186	196	196	196	177	201
合 計	37,458	3,654	2,967	3,128	2,798	2,787	2,911	3,395	3,259	3,050	3,081	3,167	3,261



9 地区別の救急活動状況

地区人口	出場件数 搬送人員	
中央 44,754 人	出場件数	2,644
	搬送人員	2,235
横曽根 74,654 人	出場件数	4,428
	搬送人員	3,623
青木 77,926 人	出場件数	5,395
	搬送人員	4,629
南平 65,214 人	出場件数	3,797
	搬送人員	3,170
新郷 39,056 人	出場件数	2,595
	搬送人員	2,262
神根 51,758 人	出場件数	4,415
	搬送人員	3,864
芝 81,125 人	出場件数	5,095
	搬送人員	4,337
安行 38,396 人	出場件数	1,989
	搬送人員	1,735
戸塚 71,402 人	出場件数	3,286
	搬送人員	2,736
鳩ヶ谷 65,208 人	出場件数	3,723
	搬送人員	3,184
市外	出場件数	91
	搬送人員	81
合計	出場件数	37,458
	搬送人員	31,856



10 年齢区分別事故種別搬送人員

事故種別 年齢区分	急 病	交通事故	一般負傷	その他	合 計
新生児	17	0	2	92	111
乳幼児	1,161	38	399	130	1,728
少 年	626	172	220	124	1,142
成 人	7,427	1,061	984	1,262	10,734
高齢者	12,757	492	3,434	1,458	18,141
合 計	21,988	1,763	5,039	3,066	31,856

11 年齢区分別傷病程度別搬送人員

事故種別 年齢区分	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
新生児	0	9	86	16	0	111
乳幼児	1	19	272	1,436	0	1,728
少 年	0	21	172	949	0	1,142
成 人	14	663	3,094	6,963	0	10,734
高齢者	103	1,673	8,919	7,446	0	18,141
合 計	118	2,385	12,543	16,810	0	31,856

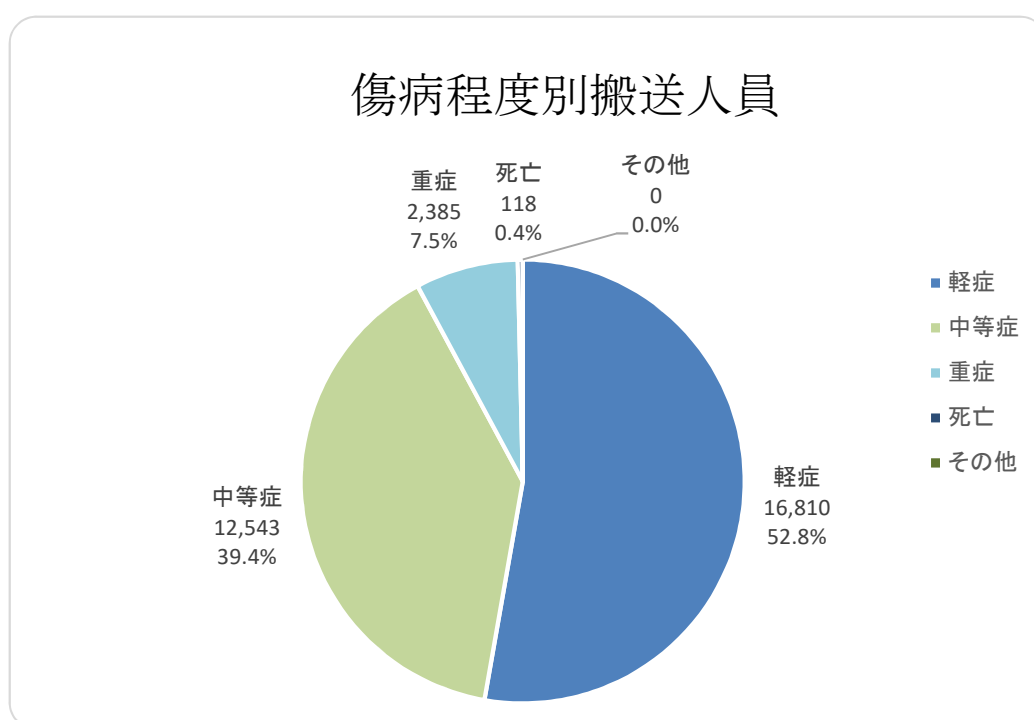
(注) 年齢区分は、次のとおり。

- (1) 新生児 生後28日未満の者
- (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
- (3) 少 年 満7歳以上満18歳未満の者
- (4) 成 人 満18歳以上満65歳未満の者
- (5) 高齢者 満65歳以上の者

1 2 事故種別傷病程度別搬送人員

事故種別 程 度	急 病	交通事故	一般負傷	その他	合 計
死 亡	102	1	10	5	118
重 症	1,543	95	251	496	2,385
中等症	8,976	265	1,388	1,914	12,543
軽 症	11,367	1,402	3,390	651	16,810
その他※	0	0	0	0	0
合 計	21,988	1,763	5,039	3,066	31,856

※ 程度における「その他」とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。



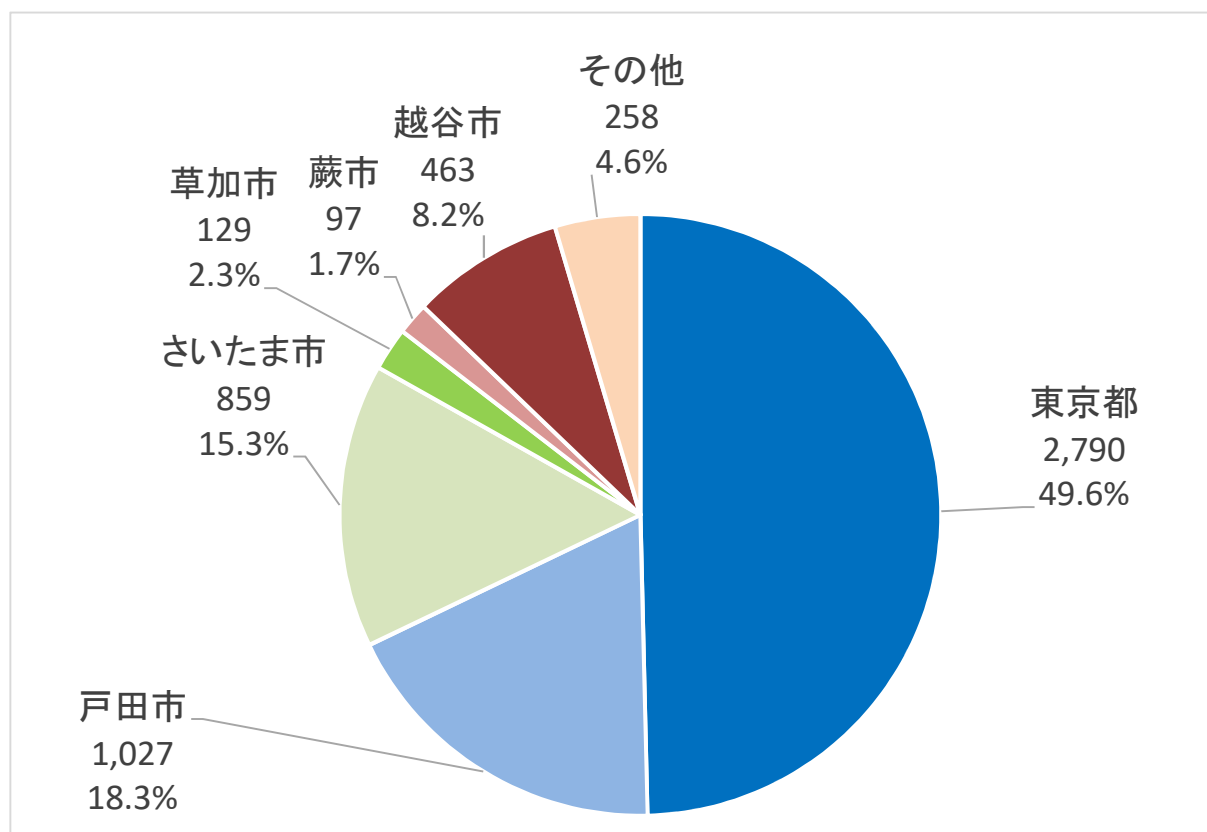
(注) 傷病程度は、初診時における医師の診断に基づき、次のように分類した。

- (1) 死 亡：初診時において死亡が確認されたもの。
- (2) 重 症：傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの。
- (3) 中等症：傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの。
- (4) 軽 症：傷病の程度が入院を必要としないもの。
- (5) その他：医師の診断がないもの及び「その他の場所」へ搬送したものの。

1 3 医療機関別搬送人員

		合 計	うち市外
医療機関	国 立	95	95
	公 立	7,574	694
	公 的	5,176	198
	私的病院	18,902	4,592
	私的診療所	109	44
	計	31,856	5,623
その他の場所	接骨院等	0	0
	その他	0	0
	計	0	0
合 計		31,856	5,623

1 4 市外搬送人員状況



1 5 応急手当の普及啓発活動状況

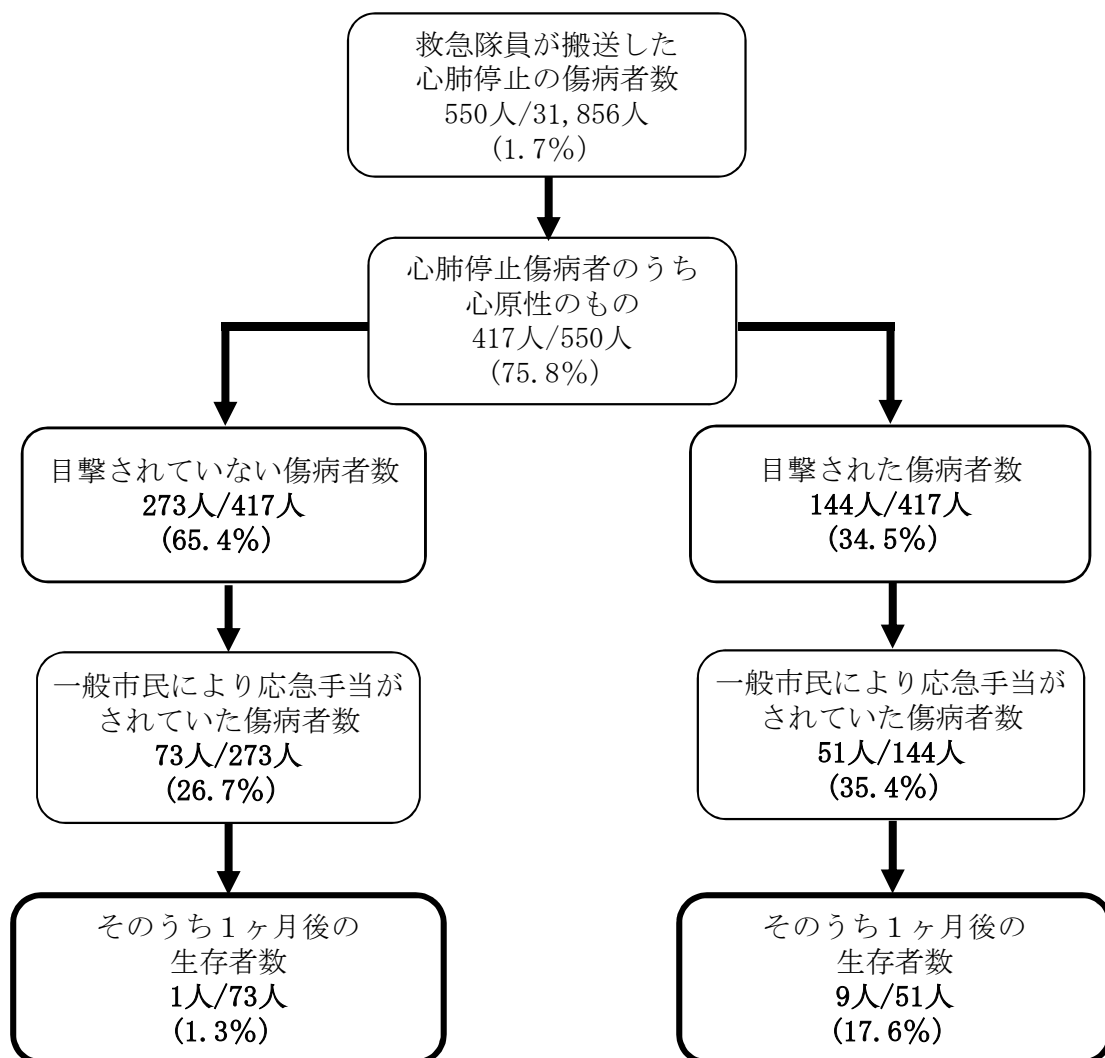
年 次	普通救命講習		上級救命講習		一般救急講習		救命入門コース	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
平成6年～ 令和6年	3,336	61,129	207	4,680	1,418	102,719	611	26,589
令和7年	148	2,309	7	183	9	1,503	35	1,216
累 計	3,484	63,438	214	4,863	1,427	104,222	646	27,805

※1 応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年11月19日から実施）

※2 乳児、小児救命講習（普通救命講習Ⅲ）及び救命入門コース（平成24年4月1日から実施）

1 6 応急手当の救命効果

搬送人員31,856人



※ 目撃された場合とは、下記のとおりとする。

- ① 救急隊の目前で心肺機能停止状態になったもの。
- ② 家族の目前で「倒れた」「ぐったりした」または「物音を聞いてすぐにつけたところ倒れていた」もの。

指令



指令業務の概要

災害現場をいち早く確認して災害状況を速やかに掌握することは、その後の消防活動に大きく影響するため、通報の受付から指令までの業務が重要となります。

指令課では、火災・救急、その他の災害の119番通報の対応、消防隊・救急隊等への出場指令、出場隊との無線交信、高所監視カメラの映像による災害状況の把握、病院情報の案内、関係機関への災害状況の速報、電子メール配信による情報提供等の業務を行います。

119番通報は、固定電話、スマートフォンやIP電話での音声通話の他に、FAXによる緊急通報や、聴覚や言語障害のある方のための通報システムNET119、更に令和6年2月に運用を開始した映像通報システムLive119があります。また、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人からの119番通報については、通訳センターを介した同時通訳（三者間同時通訳）を行っており、24時間365日対応できるようにしております。



指令管制台



高所監視カメラ



車両運用端末装置



映像通報システム Live119

1 1 9 番通報受付状況

令和7年中の119番通報受付総件数は50,281件で、月平均4,190件、1日平均138件の通報を受けました。

災害事案の中では救急の36,755件が最も多く、受付総件数の73.1%を占めています。

また、医療機関の問い合わせ2,081件、いたずら・間違い2,542件、その他が5,046件あり、これら緊急車両の出場を必要としない通報件数は、受付総件数の19.2%を占めています。

令和7年中の1 1 9 番通報受付状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
火 災	18	30	25	16	13	25	26	27	30	16	24	29	279
救 急	3,600	2,897	3,060	2,752	2,743	2,866	3,333	3,202	2,983	3,016	3,117	3,186	36,755
救 助	35	27	28	20	20	18	29	17	19	30	18	32	293
その他災害	134	106	127	105	99	112	112	118	123	107	100	125	1,368
問合せ	234	189	168	150	157	143	189	170	183	138	189	171	2,081
間違い	175	169	212	206	226	219	227	221	210	208	176	213	2,462
いたずら	13	4	8	2	6	0	3	8	9	9	8	10	80
その他	570	401	574	365	347	437	442	389	385	376	406	354	5,046
転 送	181	156	148	135	135	185	149	179	137	178	163	171	1,917
合 計	4,960	3,979	4,350	3,751	3,746	4,005	4,510	4,331	4,079	4,078	4,201	4,291	50,281

※その他災害とは、危険排除等をいう。

1 1 9 番通報受付状況の比較

令和7年中の119番通報受付総件数は50,281件で、令和6年中に比べ、615件の減少となり、1日に換算すると、平均約1.7件の減少となります。

各災害別では、火災15件の増加、救急162件の増加、救助13件の減少、その他災害82件の増加となります。

【通報回線別の受付状況】

○固定電話

4,436件（－598件）

○携帯電話

32,108件（＋1,550件）

○I P 電話

10,757件（－765件）

	令和6年	令和7年	前年比較
火 災	264	279	15
救 急	36,593	36,755	162
救 助	306	293	-13
その他災害	1,286	1,368	82
問 合 せ	2,450	2,081	-369
間 違 い	2,354	2,462	108
いたずら	116	80	-36
そ の 他	5,841	5,046	-795
転 送	1,686	1,917	231
合 計	50,896	50,281	-615
平均(日)	139	138	-1
固定電話	5,034	4,436	-598
割合 (%)	11%	9%	-2%
携帯電話	30,558	32,108	1,550
割合 (%)	65%	68%	3%
I P 電話	11,522	10,757	-765
割合 (%)	24%	23%	-1%

※表中小数点第1位を四捨五入しています。

1 1 9 番通報受付状況の推移

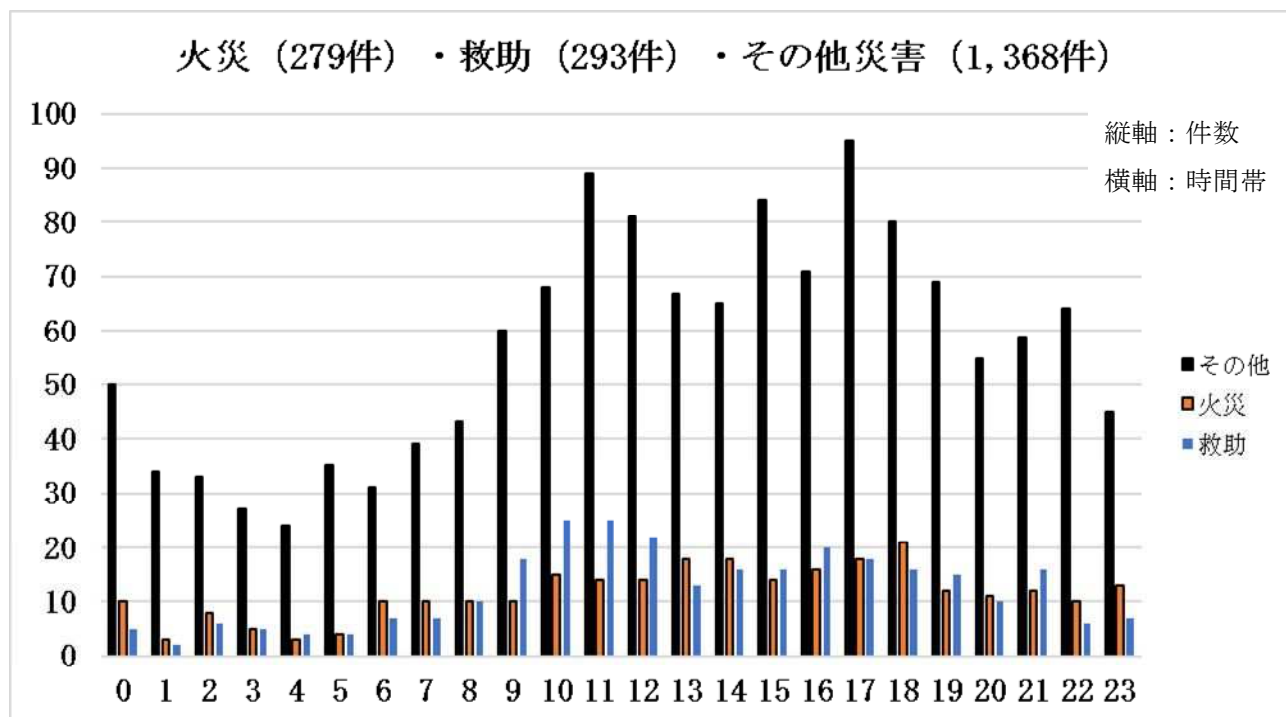
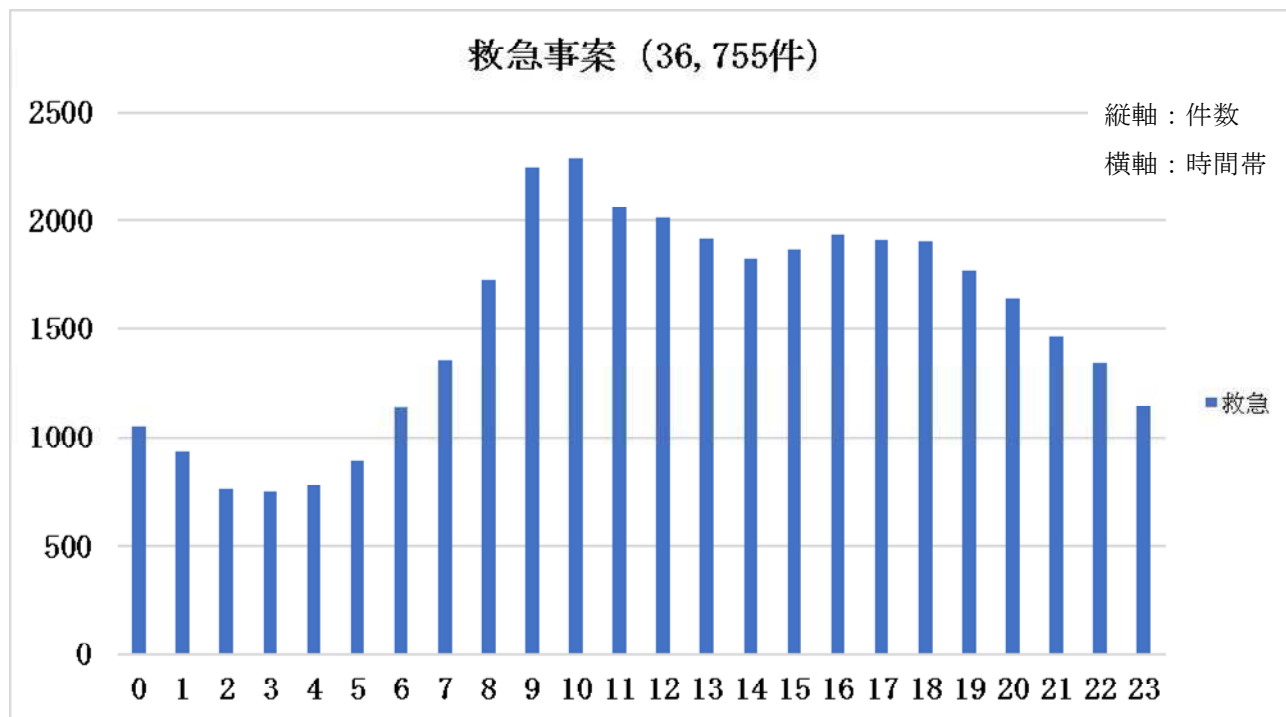
令和7年中における本市の119番通報の受付総件数は50,281件で、令和6年中に続き2年連続で50,000件を超えました。

1 1 9 番通報受付状況の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
火 災	161	215	253	264	279
救 急	25,579	30,556	33,232	36,593	36,755
救 助	90	81	91	306	293
その他災害	274	283	276	1,286	1,368
問い合わせ・その他	9,476	12,324	12,639	12,447	11,586
合 計	35,580	43,459	46,491	50,896	50,281

災害事案別における 119 番通報件数の時間分布

令和 7 年中の 119 番通報件数の時間分布としては、各種災害とも活動する人が多い日中の時間帯に増加傾向にあり、夜間の時間帯は減少傾向となっています。



※救急件数の割合が多いためグラフを分けて掲載しています。

消防指令システム・消防救急デジタル無線

平成24年2月1日に整備した消防指令システムは使用開始から12年が経過し、平成26年3月1日に整備した消防救急デジタル無線は使用開始から10年が経過することから、機器及び設備を全面更新し令和6年2月1日から運用を開始しました。

消防指令システムの最大の特徴は、119番受付時に聴取すべき内容が画面に表示され、指令管制員を支援するほか、聴取と同時に事案及び出場車両を自動で選別することで短時間での指令を可能としたことです。また、聴取した情報は、リアルタイムで出場部隊の車両運用端末装置（AVM）に送信されることで、情報の共有が図られ、迅速かつ的確な災害対応に繋がります。更に、部隊運用に合わせたカスタマイズを繰り返し、経験則に偏らない平準化した「指令管制員支援システム」の構築を実現しました。

消防救急デジタル無線は、本市の北東部及び荒川河川敷の一部で無線通信の不感地帯が存在していました。この問題に対処するため、鳩ヶ谷庁舎の三ツ和基地局のアンテナを以前より約15m高く、出力を5Wから10Wに変更し、同時に消防局庁舎の芝下基地局のアンテナを以前の高さより約4m高く、出力を2Wから10Wに変更しました。これにより無線通信の安定性が改善され、消防部隊の効率的な運用の強化に繋がりました。

映像通報システム Live 1 1 9

このシステムは、スマートフォンからの119番通報の際に指令管制員が映像の活用が必要と判断した場合、通報者の安全を確認した上で映像送信の協力を依頼し、現場と消防（指令管制室）をリアルタイム映像で繋ぐものです。通報者はアプリのダウンロードなどが不要で、電話の音声スピーカー音に切り替えた後、消防からのショートメッセージに記載されたURLに接続し、画面上に表示される注意事項を確認の上、マイクやカメラ、位置情報の提供を許可することで、リアルタイム映像が消防に伝送されます。

従来の119番通報だけでは状況把握が難しい事案も、災害現場の映像を受信することで、視覚的に情報収集することが可能となり、心肺停止、火傷、気道への異物の詰まりなど、迅速な応急手当が必要な事案に対して、映像を確認しながら口頭による指示が可能となったほか、通報者に対し正しい応急手当のやり方の映像を送信することができるようになったため、効果的な災害活動及び救命処置が期待できます。

高所監視カメラ

朝日環境センターの煙突最上部に、24時間市内全域を監視する高所監視カメラを、北側及び南側にそれぞれ1台設置しました。この高所監視カメラは、119番通報と連動して災害地点を迅速かつ正確に確認することが可能であり、災害時の被害状況の早期把握に努めています。

消 防 団



「令和8年川口市消防出初式」

令和8年1月18日：荒川運動公園

はじめに

消防団の歴史は古く、江戸時代に南町奉行、大岡越前守忠相が組織した「いろは48組」の町火消しがルーツとなっています。普段は鳶の者として土木や建築等の生業に従事しながら、一旦火災が起これば消防に早変わりし、その経費は、町内会によって決められ運営されていたといわれています。

川口市においては、明治19年に消防組が結成され、その後消防組と私設防護団を統合しての警防団を経て、昭和22年の消防団設置条例により川口市消防団が誕生し、平成23年の鳩ヶ谷市との合併を経て、現在では1団本部、11支団、30分団、428人（組織及び実員数：令和8年4月1日現在）の団員で組織されています。そして、このような長い歴史とともに地域防災の要としての役割は大きく、火災・水害・震災など災害防除活動はもとより、各種防災訓練・行事においても常備消防ともども本市防災の中核をなしています。

川口市消防団の歩み

1 市制施行前の旧町村別消防概要

【旧川口町消防組】

明治 19 年

上宿組、中宿組、下宿組、宮元組の 4 組の消防組が結成され、各組に頭取を置いた。

明治 27 年

勅令をもって消防組規則が制定され、各組は部と改組され、腕用ポンプ 1 台が装備された。

大正 3 年

機構が改革され、総員 103 名 3 部制となり、各部に腕用ポンプ 1 台が装備された。

組頭 田島 房邦 氏

大正 8 年

戸数増加に伴い、総員 155 名となった。

大正 11 年

川口在郷軍人会が主体となり、消防施設改善期成会が組織され、ノーザン式手引ガソリンポンプ 1 台が購入された。

昭和 2 年

はじめて、ポンプ自動車（ノーザン式、ハドソン）1 台が購入され、第 1 部に配置された。

昭和6年

乗用車（グラハム）1台を購入して、これに、ノーザン式手引ガソリンポンプを乗せて改造し、第2部に配置した。第3部には、3輪自動ポンプ（フォード、ノーザン式）1台を購入配置し、各部とも機動力が備わった。

【旧横曽根村消防組】

明治27年

勅令をもって消防組規則が制定され、3部制、組員100名で発足。

大正3年

機構改革により、組員を150名に増員し、各部に腕用ポンプ1台が配置された。

組頭 篠田 伝太郎 氏

大正13年

荒川放水路改修工事による区画変更により、第3部（大字浮間）は東京都に編入された。

昭和3年

手引ガソリンポンプ1台を購入して、第2部に配置した。

昭和7年

自動車ポンプ1台を購入して、第2部に配置した。

【旧青木村消防組】

明治20年

各大字単位の上青木組、前川組、下青木組の3部制で発足した。

明治40年

各組を統合して、青木村消防組に改組して3部制とし、各部に腕用ポンプ1台を配置した。組員150名

【旧南平柳村消防組】

明治19年

各大字単位の領家組、元郷組、十二月田組の3組制で発足した。

大正6年

各組を統合して、南平柳消防組に改組して4部制とし、各部に腕用ポンプ1台を配置した。

組頭 倉田 源十郎 氏

昭和3年

自動車ポンプ1台を購入し、第5部（特別自動車隊）を新設して配置した。

昭和8年

川口町、横曽根村、青木村、南平柳村が合併して市制が施行され、4月1日これに伴い各組を統合して8部制（川口町1・2・3部に、南平柳4・5部、青木6・7部、横曽根8部）とし、消防組本部に常備消防班（班長小頭1名、消防手12名、2交代制）を設置し、総員400名とし、名称を川口消防組と改めた。

昭和14年

勅令20号により、警防団令が公布施行され、消防組と私設防護団を統合して、川口警防団と改称し、10部制となり、定員1,500名とした。

昭和15年

隣接の鳩ヶ谷町、神根、新郷、芝村の4ヶ町村が合併されたが、各警防団は、そのままの名称で存置され、川口、鳩ヶ谷、神根、新郷、芝の5警防団となった。

昭和16年

芝警防団が川口警防団に編入し、第5分団となり、4警防団となった。

昭和18年

川口警防団を6分団制に改め、定員1,550名となった。

団長 岩田 三史 氏鳩ヶ谷、神根、新郷の3警防団を統合し、名称を川口鳩ヶ谷警防団と改め、定員635名、6分団制とした。

団長 保坂 善八 氏

これで市内の警防団は、2団となり、定員合計2,185名を擁するに至った。

昭和19年4月1日

特設消防署設置規定（大正8年勅令第350号）により、埼玉県告示第191号を持って、川口市一円を区域とする特設消防署が設置されることになり、従来の常備消防班を包含して埼玉県川口消防署が設置された。

同告示第247号により、川口市本町2-99の1に埼玉県消防訓練所が設置された。

同告示第248号により、鳩ヶ谷、横曽根両出張所、元郷、青木、芝各派出所が設置された。陣容は1署、2出張所、3派出所、定員207名。

初代署長 高林 信次郎 氏

昭和22年

勅令第185号をもって、消防団令が施行され、警防団は消防団と改称された。

消防団令に基づき、川口市消防団設置条例が定められ、5分団制定員400名。

団長 高橋 八郎 氏

同じく川口鳩ヶ谷消防団設置条例が定められ、6分団制、定員746名。

団長 保坂 善八 氏

両団合計11分団、1,146名となった。

3 消防組織法施行後

昭和 23 年 3 月 7 日

消防組織法が施行され、官治消防は自治消防へと、画期的な消防機構の改革が行われ、川口市消防本部が設置された。

昭和 23 年 9 月 7 日

2 つの消防団を統合し、地域別に 8 消防団を設置し、連合制をとり、川口市連合消防団本部を設けた。初代連合消防団長 高橋 八郎 氏

昭和 25 年 11 月 1 日

鳩ヶ谷町が分離したので、消防団は 1 つ減り、7 団 832 名となった。

昭和 27 年 4 月 7 日

消防団幹部会議を開き、団員定数改組を決議し、4 月 25 日、825 名を 500 名に減員した。

昭和 31 年 4 月 1 日

安行村が合併したので、この区域を川口市安行消防団と称し 8 団 543 名となった。

昭和 37 年 2 月 15 日

美園村が配置分合したので、この区域の戸塚消防団を川口市連合消防団に編入し、9 分団とした。

昭和 38 年 8 月 1 日

第 2 代消防団長 高德 勝之助 氏

昭和 39 年 9 月 1 日

消防団幹部会議の議決により連合消防団の廃止と団員定数改組を決定し、1 団 9 分団制、定員 520 名とした。

昭和 41 年

消防団幹部会議の団員の少数精鋭化の議決により、520 名の定員を 4 月 1 日、424 名とした。

昭和 52 年 11 月 14 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D - I 型、ディーゼル A - 2 級に更新し、2 個分団（第 5 分団・第 8 分団）に配備し、消防力の強化を図る。

昭和 53 年 10 月 31 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D - I 型、ディーゼル A - 2 級に更新し、2 個分団（第 2 分団・第 4 分団）に配備し、消防力の強化を図る。

昭和 54 年 3 月 26 日

老朽化した第 6 分団第 1 消防部の車庫を木造カラー鉄板瓦棒葺 2 階建、延べ面積 41. 31

m²に改築した。

昭和 54 年 11 月 28 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D－I 型、ディーゼル A－2 級に更新し、第 1 分団第 2 消防部に配備した。

昭和 55 年 9 月 1 日

第 3 代消防団長 岩井 尚明 氏

昭和 56 年 2 月 28 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D－I 型、ディーゼル A－2 級に更新し、第 3 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 56 年 3 月 10 日

老朽化した第 3 分団第 2 消防部の車庫を鉄骨造折板葺 2 階建延べ面積 167.94 m²に、また、第 7 分団木曾呂器具置場を川口市大字木曾呂 390、木造瓦棒葺 2 階建延べ面積 81.54 m²に改築した。

昭和 56 年 11 月 19 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 2 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 57 年

老朽化した第 2 分団第 1 消防部の車庫を鉄骨カラー鉄板瓦棒葺 2 階建延べ面積 70.14 m²に改築した。

昭和 57 年 11 月 11 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 1 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 58 年 3 月 30 日

老朽化した第 8 分団第 1 消防部の車庫を鉄骨造トタン葺 2 階建延べ面積 110.07 m²に改築した。

昭和 59 年 3 月 21 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 4 分団第 3 消防部に配備した。

昭和 59 年 12 月 25 日

老朽化した第 6 分団第 2 消防部の車庫を改築。
消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 7 分団第 3 消防部に配備した。

昭和 60 年 8 月 10 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 5 分団第 2 消

防部に配備した。

昭和 61 年 3 月 20 日

老朽化した第 4 分団第 3 消防部の車庫を、鉄骨 2 階建延べ面積 100.78 m²に改築した。

昭和 61 年 11 月 10 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 8 分団第 2 消防部に配備した。

昭和 62 年 2 月 26 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 7 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 62 年 11 月 7 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 4 分団第 1 消防部と第 6 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 63 年 2 月 26 日

老朽化した第 8 分団第 2 消防部の車庫を、2 階建延べ面積 112.0 m²に改築した。

昭和 63 年 9 月 1 日

第 4 代消防団長 福島 弘 氏

昭和 63 年 12 月 20 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 3 分団第 3 消防部と第 9 分団第 2 消防部に配備した。

平成元年 3 月 24 日

老朽化した第 7 分団第 1 消防部の車庫を、鉄骨 2 階建延べ面積 105.84 m²に改築した。

平成 2 年 2 月 16 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 3 分団第 2 消防部と第 6 分団第 2 消防部に配備した。

平成 2 年 12 月 20 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 9 分団第 1 消防部に配備した。

平成 3 年 3 月 25 日

老朽化した第 9 分団第 1 消防部の車庫を鉄骨 2 階建延べ面積 132.86 m²に改築した。

また、上青木分署内に配置している第 3 分団第 3 消防部の車両を、上青木 2 丁目地内に新築した鉄骨 2 階建延べ面積 105 m²の車庫に配置した。

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 9 分団第 3 消

防部に配備した。

平成4年1月8日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第7分団第2消防部に配備した。

平成4年2月28日

老朽化した第4分団第1消防部の車庫を鉄骨2階建延べ面積130.5㎡に改築した。

平成4年12月21日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第5分団第1消防部に配備した。

平成5年2月26日

老朽化した第4分団第2消防部の車庫を鉄骨2階建延べ面積70.02㎡に改築した。

平成6年3月10日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第8分団第1消防部に配備した。

平成6年3月25日

老朽化した第7分団第2消防部の車庫を鉄骨コンクリート造2階建延べ面積109.88㎡に改築した。

平成7年3月7日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第2分団第2消防部に配備した。

平成7年10月1日

第5代消防団長 鹿島 輝雄 氏

平成8年2月6日

地震対策及び今後の多目的ポンプ運用方法を考慮し消防団に初めて全自動小型動力ポンプ付き積載車を購入し、第4分団第2消防部に配備した。

平成9年2月28日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を全自動小型動力ポンプ付き積載車に更新し、第1分団第1消防部及び第3分団第1消防部に配備した。

平成10年4月1日

第6代消防団長 中山 謙二郎 氏

平成10年4月1日

消防団の活性化を図るため、定年制を盛り込んだ「川口市消防団活性化総合計画」を策定し、実施した。

平成 11 年 3 月 31 日

消防団基盤緊急総合整備事業により災害防御用資器材として、50mm用放水資器材等及びチェーンソーを各消防部に配備した。

平成 12 年 11 月 1 日

消防団活性化の一環として服制の検討を行い、作業帽をアポロキャップ型とした。

平成 12 年 4 月 1 日

消防団条例を改正し、現行の 1 団本部 9 分団制から、1 団本部 9 支団 23 分団制とし、定年制を導入する等組織の充実強化を図った。

平成 14 年 4 月 1 日

川口市初の女性消防団員 12 名を任用し、各支団付け配置した。

平成 15 年 12 月 18 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第1支団第2分団及び第2支団第1分団へ配備した。

平成 17 年 1 月 12 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第3支団第3分団、第7支団第1分団、第8支団第2分団、第9支団第2分団へ配備した。

平成 17 年 3 月 16 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第7支団第3分団へ配備した。

平成 17 年 10 月 31 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第3支団第2分団、第4支団第1分団、第3分団、第5支団第2分団、第6支団第1分団、第2分団及び第9支団第1分団へ配備した。

平成 19 年 2 月 6 日

老朽化した小型ポンプ積載車を普通消防ポンプ自動車CD－I型に更新し、第7支団第4分団へ配備し、普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第9支団第3分団へ配備した。

平成 19 年 12 月 19 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第7支団第2分団へ配備した。

平成 20 年 12 月 4 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第5支団第1分団へ配備した。

平成 21 年 2 月 25 日

平成 20 年度消防庁長官表彰「消防団等地域活動表彰」を受賞。

平成 22 年 2 月 10 日

日本消防協会長表彰 優良消防団表彰（表彰旗）を受賞。

平成 22 年 3 月 4 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第8支団第1分団へ配備した。

平成 22 年 4 月 1 日

第7代消防団長 金子 利夫 氏

平成 23 年 2 月 19 日

市内における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的として、「川口市消防団協力事業所表示制度」を創設した。

平成 23 年 2 月 21 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第2支団第2分団へ配備した。

平成 23 年 10 月 11 日

鳩ヶ谷市との合併を行い、川口市消防団が1団本部、11支団、29分団の体制となった。

平成 24 年 1 月 26 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第4支団第2分団へ配備した。

平成 24 年 3 月 30 日

第7支団第3分団車庫を従来の大字西新井宿351から大字新井宿13へ移設し、木造モルタルコロニアル葺平屋建延べ面積119.24㎡を新築した。

平成 25 年 2 月 22 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型及び小型動力ポンプ付積載車を更新し、普通消防ポンプ自動車CD－I型を第1支団第1分団、第3支団第1分団及び第11支団第1分団へ配備した。

平成 25 年 12 月 13 日

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布施行（一部を除く）された。

平成 26 年 3 月 1 日

川口市消防局の消防・救急無線が、アナログ無線運用からデジタル無線運用に移行されたことに併せ、消防団車両 29 台及び分団長以上の 45 名にデジタル無線専用受令機を配備し運用を開始した。

また、平成 24 年 5 月に消防団の連絡手段の確保として運用を開始した簡易デジタル無線局を 48 台増設（合計 180 台）するとともに、大規模災害時の参集場所を各受持分署とし、支団本部として運用を開始した。

平成 27 年 7 月 25 日

県内消防団の活性化と女性消防団員の増員を図り、地域防災力の充実強化に寄与することを目的に、初めて「埼玉県女性消防団員大会」が深谷市で開催された。

平成 27 年 11 月 1 日

県内で初めて女性消防団員が採用された平成元年 11 月 1 日に因み、同 11 月 1 日を「埼玉県女性消防団員の日」とし、県、市町村、消防団が一体となった P R 活動を展開することが宣言された。

平成 30 年 4 月 1 日

第 8 代消防団長 吉田 幸市 氏

平成 30 年 4 月 1 日

市内の郵便局 3 局（川口・川口北・鳩ヶ谷）より機能別団員 16 名が入団。

川口市消防団が 1 団本部、11 支団、30 分団（うち機能別分団が 1 分団）の体制となった。

令和元年 9 月 30 日

平成 24 年 5 月に消防団の連絡手段の確保として運用を開始した簡易デジタル無線局を経年劣化に伴い 166 台更新した。

令和 2 年 2 月 28 日

第 11 支団第 2 分団車庫を従来の八幡木 1 丁目 22 番 18 号から三ツ和 3 丁目 19 番地の 17 へ移設し、木造サイディング張 2 階建延べ面積 128.86 m²を新築した。

令和 2 年 3 月 30 日

第 10 支団第 1 分団車庫に木造サイディング張平屋建延べ面積 43.04 m²の待機室を増築した。

令和 2 年 4 月 1 日

大学生等の就職活動を支援し、大学生等の消防団員の士気高揚及び入団を促進することにより、地域防災力の強化を図ることを目的として、「川口市学生消防団員活動認証制度」を創設した。

令和 3 年 4 月 1 日

第 9 代消防団長 菅岩 良司 氏

令和 5 年 3 月 13 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型及び小型動力ポンプ付積載車を更新し、普通消防ポンプ自動車CD－I型（3.5 t未満）を第1支団第2分団、第2支団第1分団に配備し、また小型動力ポンプ付積載車を第10支団第3分団へ配備した。

令和6年2月22日

老朽化した第2支団第2分団車庫を現地建替えし、木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺2階建延べ面積92.54 m²に改築した。

令和6年2月27日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、普通消防ポンプ自動車CD－I型（3.5 t未満）を第3支団第3分団、第7支団第1分団及び第8支団第2分団へ配備した。

令和6年8月28日

第11支団第1分団車庫を従来の坂下町3丁目12番21号から東消防署車庫棟内（坂下町4丁目3番14号、鉄骨造ガルバリウム鋼板葺2階建延べ面積159.98 m²）へ移転した。

令和6年12月23日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、普通消防ポンプ自動車CD－I型（3.5 t未満）を第3支団第2分団、第7支団第3分団及び第9支団第2分団へ配備した。

令和7年3月1日

市内の企業2社より機能別団員14名が入団。

令和7年3月4日

老朽化した第6支団第1分団車庫を現地建替えし、木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺2階建延べ面積106.66 m²に改築した。

令和7年4月1日

第10代消防団長 荻原 徹雄 氏

令和7年4月1日

市内において大規模な地震・台風等の災害が発生した際、消防団員の後方支援として、「川口市消防団OB活動支援制度」を創設した。

令和7年12月22日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、普通消防ポンプ自動車CD－I型（3.5 t未満）を第4支団第1分団へ配備した。

令和8年2月27日

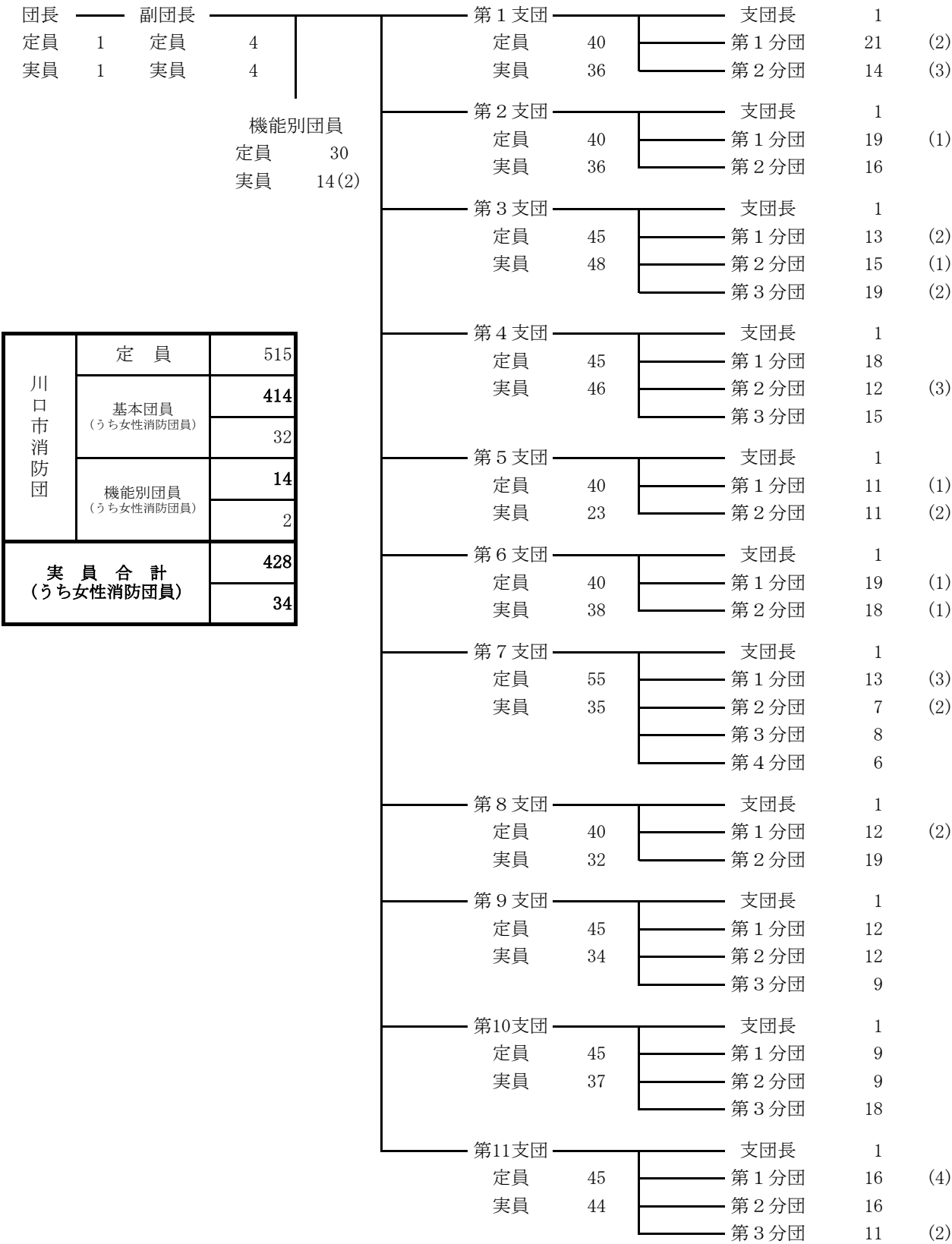
老朽化した第11支団第3分団車庫を現地建替えし、木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺2階建延べ面積104.34 m²に改築した。

令和8年3月5日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、小型動力ポンプ付積載車を第4支団第3分団及び第5支団第2分団へ配備した。

消防団組織図

女性（ ）



消防団車庫所在地・車両配置状況

令和8年4月1日現在

支団別	所在地		構造	敷地面積	延面積	竣工
				(㎡)	(㎡)	
第1支団	第1分団	本町2-4-39	中央分署内	-	-	S 41.11
	第2分団	栄町2-4-8	鉄筋コンクリート2階建一部木造	100.62	100.57	S 31. 3
第2支団	第1分団	仲町10-22	鉄骨カラー鉄板瓦棒葺2階建	75.27	70.14	S 57. 3
	第2分団	飯塚2-7-9	木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺2階建	70.57	92.54	R 6. 2
第3支団	第1分団	青木4-7-18	青木分署内	-	-	S 55. 3
	第2分団	本前川1-14-1	鉄骨造折板葺2階建	163.34	167.94	S 56. 3
	第3分団	上青木2-9-4	鉄骨造カラーベスト葺2階建	119.65	105.00	H 3. 2
第4支団	第1分団	朝日1-14-29	鉄骨ALC板カラー鉄板葺2階建	145.27	130.50	H 4. 2
	第2分団	元郷4-21-21	鉄骨ALC板陸屋根2階建	58.37	70.02	H 5. 3
	第3分団	東領家3-1-3	鉄骨ALC板2階建	99.64	100.78	S 63. 3
第5支団	第1・2分団	大字芝5310	木造モルタル平屋建セメント瓦葺	379.00	63.89	S 48. 1
第6支団	第1分団	大字東本郷1112	木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺2階建	120.94	106.66	R 7. 3
	第2分団	大字新堀647-1	鉄骨ALC板陸屋根2階建	140.06	102.70	S 59.12
第7支団	第1分団	大字安行領根岸171-1	鉄骨造サイディングコロニアル葺2階建	122.70	109.53	H 1. 3
	第2分団	大字石神1187-1	鉄骨造ALC板2階建	519.83	109.88	H 6. 3
	第3分団	大字新井宿13	木造モルタルコロニアル葺平屋建	299.19	119.24	H 24. 4
	第4分団	大字木曽呂390	木造瓦棒葺2階建	216.33	81.54	S 56. 3
第8支団	第1分団	大字安行原2014-5	鉄骨造ALC板カラー鉄板瓦棒葺2階建	208.69	110.47	S 58. 3
	第2分団	大字安行領家402-5	鉄骨造ALC板カラー鉄板瓦棒葺2階建	446.00	112.00	S 63. 2
第9支団	第1分団	長蔵1-30-17	鉄骨造ALC板カラー鉄板葺2階建	166.66	132.86	H 3. 2
	第2分団	戸塚3-13-16	戸塚分署内	-	-	S 58. 3
	第3分団	差間3-16-12	鉄骨ALC板2階建	150.02	106.72	S 62. 2
第10支団	第1分団	桜町5-3-7	鉄骨造カラー鉄板折版葺(車庫)	120.44	26.93	H 4.12
			木造サイディング張平屋建(建物)		43.04	R 2. 3
	第2分団	鳩ヶ谷本町2-1-1	鉄骨造ALC版フルーデッキ2階建	65.37	91.29	S 57. 2
			※集会所と併設			
	第3分団	里331	鉄骨造カラー鉄板折版葺	224.00	63.48	H 13. 2
			角波鉄板張りカラー鉄板表わし1階建			
第11支団	第1分団	坂下町4-3-14	東消防署車庫棟内鉄骨造ガルバリウム鋼板葺2階建	2991.26	159.98	R 6. 8
	第2分団	三ツ和3-19-17	木造サイディング張2階建	115.60	128.86	R 2. 2
	第3分団	鳩ヶ谷緑町1-1-2	木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺2階建	146.14	104.34	R 8. 2

支団別受持区域

支団名	1 支団	2 支団	3 支団	4 支団	5 支団	6 支団	7 支団	8 支団	9 支団	10 支団	11 支団
町 丁 字 名	本町 1～4	飯塚 1～4	青木 1～5	元郷 1～6	柳崎 1～5	赤井	柳根町	安行原	戸塚	桜町 1～6	坂下町 1～4
	金山町	飯原町	中青木 1～5	新井町	芝高木 1. 2	赤井 1～4	北園町	安行吉蔵	戸塚南 1～5	鳩ヶ谷本町 1～4	前田
	舟戸町	原町	西青木 1～5	弥平 1～4	芝東町	前野宿	在家町	安行北谷	戸塚 1～6	大字里	三ツ和
	川口 1	川口 2～6	上青木 1～6	朝日 1～6	伊刈	東本郷	安行領根岸	安行小山	戸塚東 1～4	大字辻	鳩ヶ谷緑町
	栄町 1～3	仲町	上青木町 4	末広 1～3	芝	東本郷 1, 2	道合	安行	東川口 1～6	南鳩ヶ谷 7	1, 2
	幸町 1～3	南町 1, 2	上青木西 1～5	領家 1～5	芝西 1, 2	本蓮 1～4	安行領在家	安行、藤八	戸塚鉄町		南鳩ヶ谷
	並木元町	西川口 1～6	南前川 1, 2	東領家 1～5	芝塚原 1, 2	江戸袋 1, 2	神戸	安行領家	戸塚境町		1～6
	並木 1～4	宮町	前川 1～4	河原町	小谷場	江戸 1～3	赤山	安行出羽 1～5	西立野		南鳩ヶ谷 8
		緑町	前上町		芝新町	蓮沼	木曾呂	安行慈林	長蔵新田		八幡木 1～3
		荒川町	前川町 3～4		芝中田 1, 2	大竹	東内野	安行吉岡	長蔵 1～3		三ツ和 1～3
			本前川 1～3		芝 1～5	東貝塚	源左衛門新田	安行西立野	久左衛門新田		
					芝樋/爪 1, 2	峯	石神		藤兵衛新田		
					芝下 1～3	榛松	赤芝新田		行衛		
					芝宮根町	榛松 1～3	新井宿		北原台 1～3		
					芝富士 1, 2	新堀	西新井宿		差間		
				芝園町	新堀町			差間 1～3			

消防団員状況

令和8年4月1日現在

		計	団 長	副 団 長	支 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員
	定 員	515	1	4	11	29	29	87	102	252
	実 員	428	1	4	11	29	29	64	79	211
	欠 員	87						23	23	41
団 本 部	定 員	35	1	4						30
	実 員	19	1	4						14
	欠 員	5								16
第1支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	35			1	2	2	6	7	17
	欠 員	5							2	3
第2支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	33			1	2	2	6	7	15
	欠 員	7							2	5
第3支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	47			1	3	3	8	9	23
	欠 員	-2						1		-3
第4支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	48			1	3	3	6	9	26
	欠 員	-3						3		-6
第5支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	24			1	2	2	4	4	11
	欠 員	16						2	5	9
第6支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	39			1	2	2	6	9	19
	欠 員	1								1
第7支団	定 員	55			1	4	4	12	12	22
	実 員	35			1	4	4	5	7	14
	欠 員	20						7	5	8
第8支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	30			1	2	2	5	5	15
	欠 員	10						1	4	5
第9支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	33			1	3	3	5	6	15
	欠 員	12						4	3	5
第10支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	40			1	3	3	5	7	21
	欠 員	5						4	2	-1
第11支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	45			1	3	3	8	9	21
	欠 員	0						1		-1

年齢別団員数（職名別）

令和8年4月1日現在

	計	団長	副団長	支団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
20 歳未満	1								1
20 歳～29 歳	32							1	31
30 歳～39 歳	39							5	34
40 歳～49 歳	100				2	1	13	24	60
50 歳～59 歳	160				9	12	36	39	64
60 歳～69 歳	96	1	4	11	18	16	15	10	21
合 計	428	1	4	11	29	29	64	79	211
平 均	50.2	64.0	67.5	65.7	60.3	59.9	54.6	50.8	44.7

在職年数別団員数

令和8年4月1日現在

	合計	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年未満 小 計
団 員 数	428	99	66	51	63	61	42	382

30 年以上 35 年未満	35 年以上 40 年未満	40 年以上 45 年未満	45 年以上 50 年未満	50 年以上 55 年未満	30 年以上 小計
18	18	9	1		46

職業別団員数

令和8年4月1日現在

	団本部	1支団	2支団	3支団	4支団	5支団	6支団	7支団	8支団	9支団	10支団	11支団	合 計	割 合
農業	1						6	10	14	9	1		41	9.6
建設業	9	3	6	12	7	2	11	2	6	7	11	13	89	20.8
製造業	1	6	11	9	11	3	6	3		2	4	5	61	14.3
電気水道業			1	3	4	1	1				4	5	19	4.4
運輸・通信業		3		3	5	4	1	2	2		1	2	23	5.4
小売業・飲食	8	5	1	6	7	3	3	3	4	3	9	9	61	14.3
金融・保険		3	1		1	1				1	1		8	1.9
不動産業		3	2	1			2		1	3	2	2	16	3.7
サービス業		8	8	8	7	7	6	6	3	6	3	4	66	15.5
公務員等				2	1	2	2	5			2	1	15	3.5
その他		4	3	3	5	1	1	4		1	2	4	28	6.6
合計	19	35	33	47	48	24	39	35	30	32	40	45	427	

川口消防の歌

昭和五十八年四月一日制定

作詞 押田 武一
補作詞 万城 たかし
作曲 殿島 周二

一、

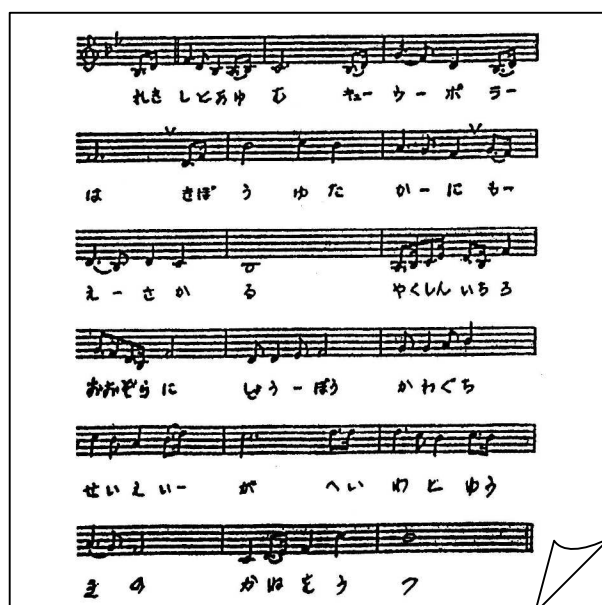
歴史と歩む キューポラは
希望豊かに 燃え盛る
躍進一路 大空に
消防川口 精鋭が
平和と勇気の 鐘を打つ

二、

緑の森の 武蔵野に
希望輝く 夢遙か
曙光の道を 築くため
消防川口 精鋭が
住みよい郷土の 葦となる

三、

静かな街を うるわしく
希望清らに 守りぬく
災い天に 人にあり
消防川口 精鋭が
防ぐに自信の 力あり



川口市消防団歌

作詞 菅原 隆行

作曲 菅 喜一郎

一、

万緑豊か 彩の郷土

栄耀映える キューポラの足跡

いざ事あらば勇々と

一葉知秋 立ち向かん

われら消防 川口消防団

安寧築く 使命に燃ゆる

二、

朝日の如く 錦上は

鉄砲百合か さざんかの花

いざ麗しく 燦々と

曙光の調べ 輝かん

われら消防 川口消防団

錬磨にたぎる 勇志が燃ゆる

三、

平和の願い 高らかに

天地よ輝け この武蔵野へ

いざ逞しく 隆々と

救いの騎士に ならざらん

われら消防 川口消防団

団旗の基に 正義が燃ゆる

ば んりょく ゆ たか さ いの く に
え い よ う は え る も う の あ と
い ざ こ と あ ら ば ゆ う ゆ う と い ち よ う ち ゅ う た ち む か
ん わ れ ら し ゅ う ぼ う か わ ぐ ち し ゅ う ぼ う
だ ん あ ん ね い き ず く し め い に も ゆ る

消防年報 2026

〒333-0848

埼玉県川口市芝下2-1-1

川口市消防局

電 話 (048) 261-3119

F A X (048) 261-5955

E-mail 220.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

